

宮代町こども計画（案）

令和7年（2025年）3月

宮代町

は じ め に

作成中
(町長あいさつ)

目 次

| | |
|----------------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画の背景と趣旨 | 3 |
| 2 こども関連施策の動向について | 4 |
| 3 計画の対象 | 8 |
| 4 計画の期間 | 9 |
| 5 計画の位置づけ | 9 |
| 第2章 こどもと家庭、若者をめぐる宮代町の現状 | 11 |
| 1 本町の現状 | 13 |
| 2 アンケート調査結果からわかる現状 | 28 |
| 3 子どもを取り巻く課題 | 46 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 49 |
| 1 計画の基本理念 | 51 |
| 2 計画の基本目標 | 52 |
| 3 計画の体系 | 54 |
| 第4章 計画の推進方策 | 55 |
| 基本目標1 全てのこども・若者が互いに尊重し、主体となれるまち | 57 |
| 1 こども・若者が権利の主体であることの共有 | 57 |
| 2 若者主体の社会参画への支援 | 57 |
| 基本目標2 こどもの健やかな成長を支えるまち | 58 |
| 1 こどもの多様な居場所の創出 | 58 |
| 2 児童虐待防止対策の推進 | 59 |
| 3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進【こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画】 | 61 |
| 4 障がい児施策の充実等 | 63 |
| 5 ヤングケアラーへの支援 | 65 |
| 基本目標3 安心して子育てができるまち | 66 |
| 1 子育てに関する相談、情報提供の充実 | 66 |
| 2 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し | 68 |
| 基本目標4 ライフステージを通じた支援の充実 | 69 |
| 1 こどもの誕生前から幼児期までの支援 | 69 |
| 2 学童期・思春期への支援【子ども・若者計画】 | 71 |
| 3 青年期への支援 | 72 |
| 第5章 量の見込みと確保方策【第3期子ども・子育て支援事業計画】 | 73 |
| 1 教育・保育提供区域の設定 | 75 |
| 2 教育・保育施設の充実 | 75 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の推進 | 79 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 第6章 計画の推進体制と進行管理等..... | 97 |
| 1 計画の推進体制 | 99 |
| 2 計画の点検・評価などの進捗管理 | 99 |
| 3 子ども・若者計画の立場 | 99 |
| 4 こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の立場から | 100 |
| 5 少子化社会対策大綱との関連 | 100 |
| 6 子育てに関連する施設の管理 | 101 |
| 資料編..... | 103 |

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

我が国では、少子化による子育て世帯の減少、生活様式の多様化・核家族化の進行などによる子育て家庭の孤立、女性就業率の上昇に伴う保育需要の高まりのほか、こども・若者のひきこもりや自殺・犯罪をはじめとした生命・安全に関する危機など、こども・若者及び子育て家庭をめぐる様々な課題が顕在化しており、深刻な状況が続いています。

このような中、国は、常にこどもの利益を最善に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、令和5年4月にこども家庭庁を創設しました。また、時を同じくして、全てのこども・若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会の実現を目指し、「こども基本法」が施行されました。その後、こども基本法の考えに基づき、国は、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定しました。「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策推進法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づくこどもに関する3つの大綱をひとつに束ね、こども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めたものです。

宮代町では、これまで子ども・子育て支援法により策定を義務付けられていた「第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を計画的に実施し、夢と笑顔が育まれていくまちづくりの推進を図ってきました。

この度、第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画が終期を迎えるため、第3期宮代町子ども・子育て支援事業計画を策定することとなりますが、こども基本法が施行されたことによって、他の法令等に基づくこどもに関する計画を市町村こども計画として一体的に策定することが可能となりました。第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画において推進・充実を図ってきた各施策に関する計画だけでなく、こども大綱において推進を図るべきとされた施策に関する計画を統合することは、妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期といったライフステージごとの様々な状況にあっても切れ目なく、心身とも健やかに成長するために必要な支援やサービスをそれぞれの当事者に確実に届けることにつながります。加えて、社会全体でこども・若者及び子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐため、こども施策の総合的・効率的な推進を図り、「宮代町こども計画」を策定しました。

2 こども関連施策の動向について

1 こども基本法の成立・施行

令和5年4月1日に、こども家庭庁が創設されるとともに、「こども基本法」が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

- 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

2 こども大綱の制定

(1) こども大綱の基本的な方針

令和5年12月22日に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国は、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱は、これまで別々に作成されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、幅広いこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。なお、「市町村こども計画」はこども大綱の内容を踏まえて作成することとされています。

こども大綱が目指す“こどもまんなか社会”とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」です。

こども大綱では、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) こども施策に関する重要事項

“こどもまんなか社会”を実現するためのこども施策に関する重要事項については、以下の3つの視点に立って様々な施策に取り組むこととされています。

① ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策
(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

② ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 等
- 青年期
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家庭に対する相談体制の充実

③ 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

(3) こども施策を推進するために必要な事項

前述のこども施策を推進するために必要な事項として、以下の3つの視点による取組や体制の構築を行っていくこととされています。

① こども・若者の社会参画・意見反映

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
(『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取 等)
- 地方公共団体等における取組促進
(ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等)
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

② こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
(仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化
(要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等)
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

③ 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討

3 埼玉県動向

(1) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定

県は、令和5年度からの5年間の計画である「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を策定しました。「子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現」を基本理念として掲げ、子供・若者を取り巻く現状や課題等の解決を目指すために、「全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援」、「困難を有する子供・若者への支援」、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備」の3つの基本目標のもと、取組を推進することとしています。

(2) こどもまんなか応援サポーター宣言

県は、こども家庭庁の「こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」という「こどもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しています。

(3) 埼玉県こども・若者計画

※現在策定中のため、状況により変化します

こども・若者、子育て支援に関連する法律等に基づき、計画として、令和5年度から令和10年度までの5年間の計画の期間とする「埼玉県こども・若者計画」を策定しています。

同計画では、「こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会」、「こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会」、「こどもを生き育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会」の3つの将来像を掲げ、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

3 計画の対象

本計画の対象は、こども（0歳～概ね18歳まで）、若者（概ね13歳～30歳まで（施策によっては概ね40歳まで））及び子育て家庭（妊娠・出産期を含む）とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

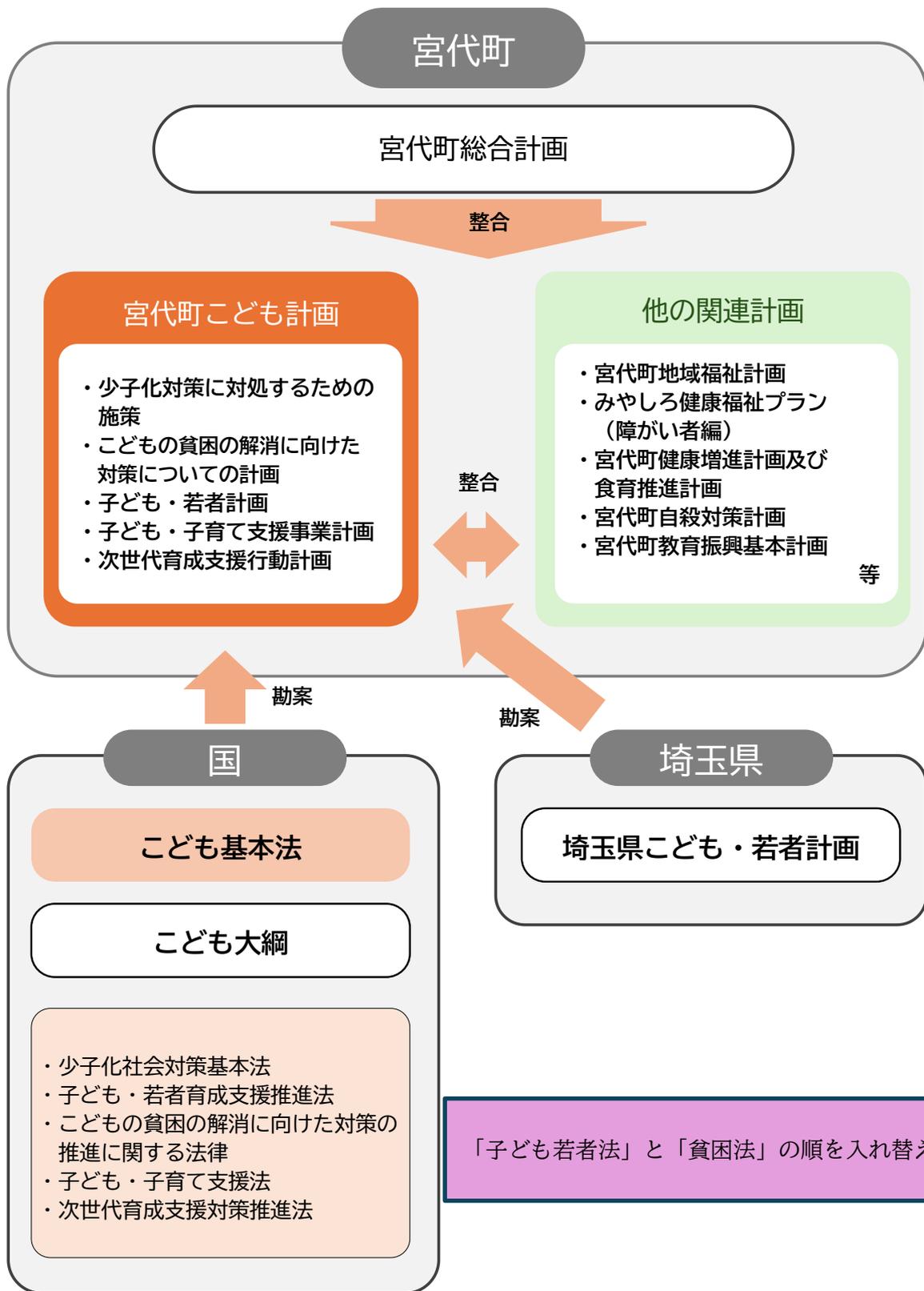
| 令和 2 (2020) 年度 | 3 (2021) 年度 | 4 (2022) 年度 | 5 (2023) 年度 | 6 (2024) 年度 | 7 (2025) 年度 | 8 (2026) 年度 | 9 (2027) 年度 | 10 (2028) 年度 | 11 (2029) 年度 |
|-----------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画を含む) | | | | | 宮代町こども計画 | | | | |

5 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、「少子化社会対策基本法」に規定する「少子化に対処するための施策」、「子ども・若者育成支援推進法」に定める「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」を包含します。

さらに、「子ども・子育て支援法」に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村次世代育成支援行動計画」とも一体的に策定し、横断的に各法の目的の達成を図るこども・若者に関する総合的な計画です。

なお、本計画は、上位計画である「宮代町総合計画」や「宮代町地域福祉計画」をはじめ、関連する各計画と整合を図り、各根拠法に基づきながら、こども大綱及び埼玉県こども・若者計画を勘案して策定しました。



第2章

こどもと家庭、若者をめぐる 宮代町の現状

1 宮代町の現状

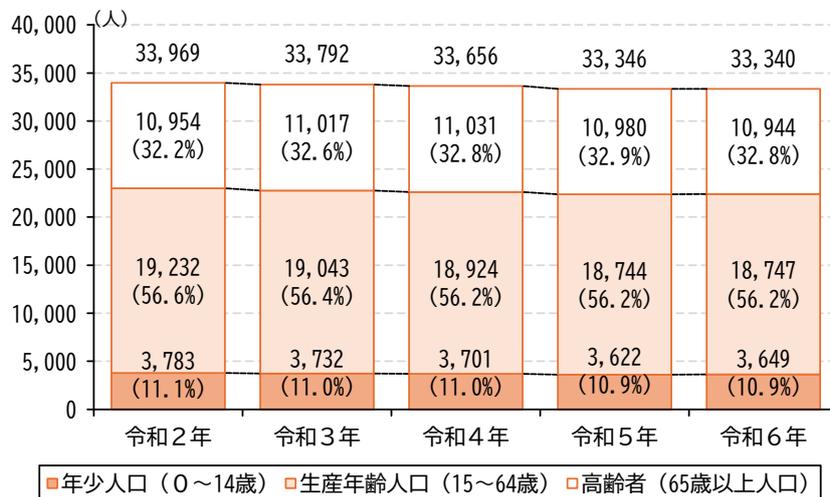
1 人口の推移

総人口は、直近5年間では減少傾向にあり、令和6年は33,340人と令和2年から1.9%減少しています。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、全体としては、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の割合はゆるやかな減少傾向、高齢者（65歳以上人口）の割合はゆるやかな増加傾向にありますが、令和4年度以降の年齢3区分別の構成比は、ほぼ横ばいで推移しています。

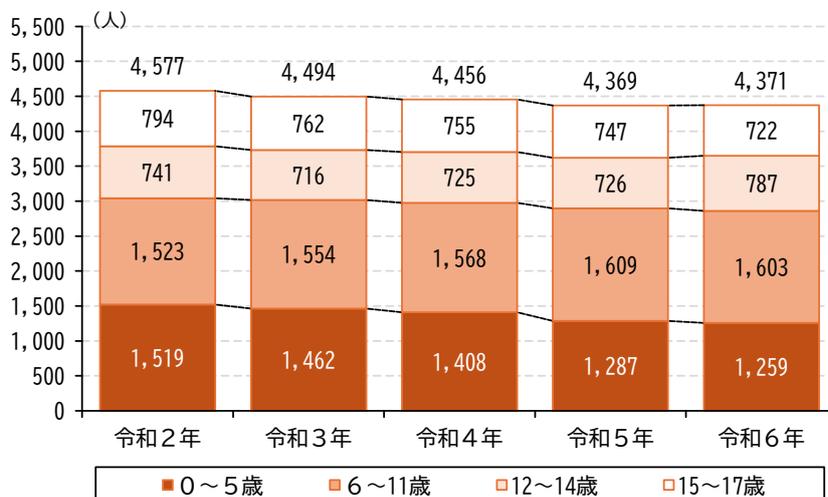
こどもの人口構成をみると、令和2年から令和6年にかけて全体で約200人減少しており、特に0～5歳の減少幅が大きくなっています。

総人口と年齢3区分別人口構成



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

こどもの人口構成

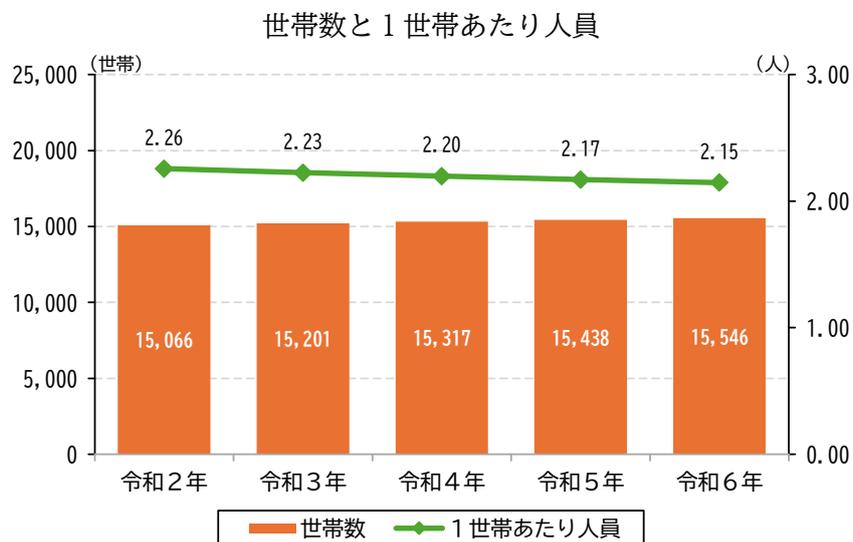


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

2 世帯数の推移

世帯数は増加傾向にあり、令和6年1月1日現在15,546世帯となっています。

1世帯あたりの人員はゆるやかな減少傾向にあり、令和6年には2.15人となっています。



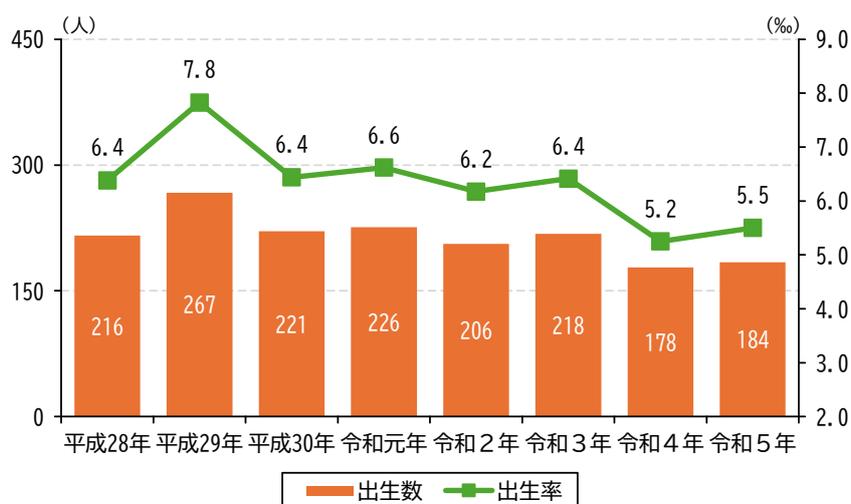
資料：埼玉県町(丁)字別人口調査（各年1月1日現在）

3 出生数・出生率

出生数等は、平成28年以降増減をくり返しています。その中で、令和4年は、出生数178人、普通出生率（人口千対）5.2と、最も低くなりましたが、令和5年度は出生数184人、普通出生率5.5人に回復しています。

また、合計特殊出生率は、道仏土地区画整理事業の影響を受け、平成29年は全国や県の合計特殊出生率を上回り、1.58となりました。その後、平成30年度から令和3年度まで1.32前後で推移したものの、令和4年度に1.13にまで減少しましたが、令和5年度は1.20となり、県を上回っています。

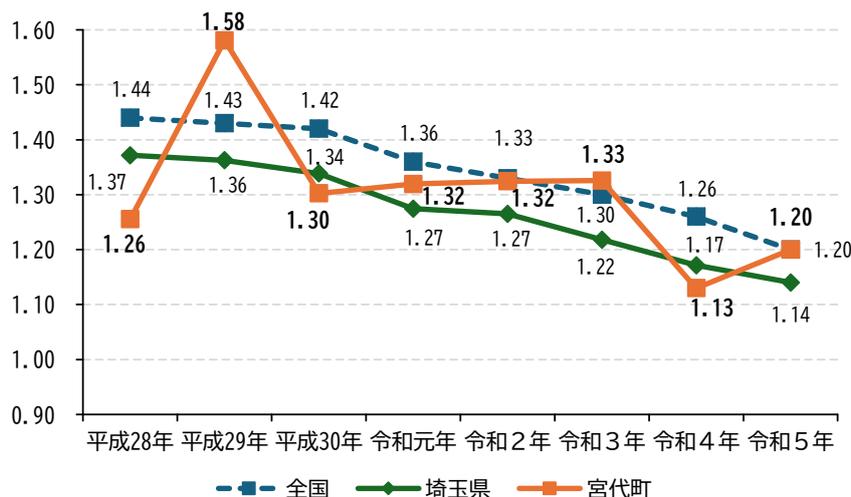
出生数と普通出生率*



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

*普通出生率：市区町村ごとの年間出生数を人口総数で除して算出した人口1,000人あたりの出生数。

合計特殊出生率*



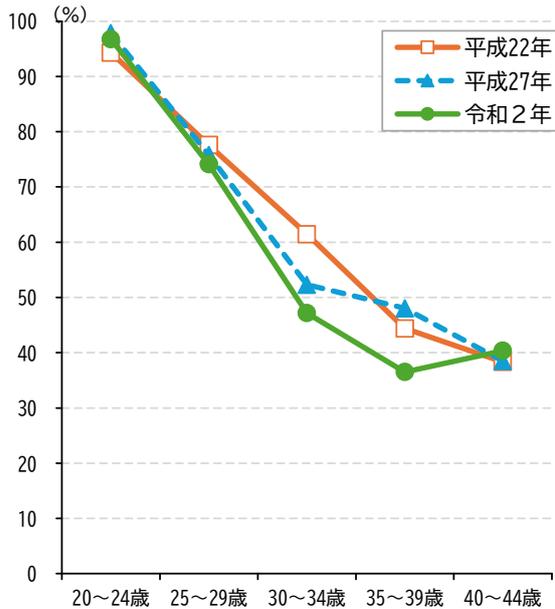
資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

*合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産むこどもの数とされる。

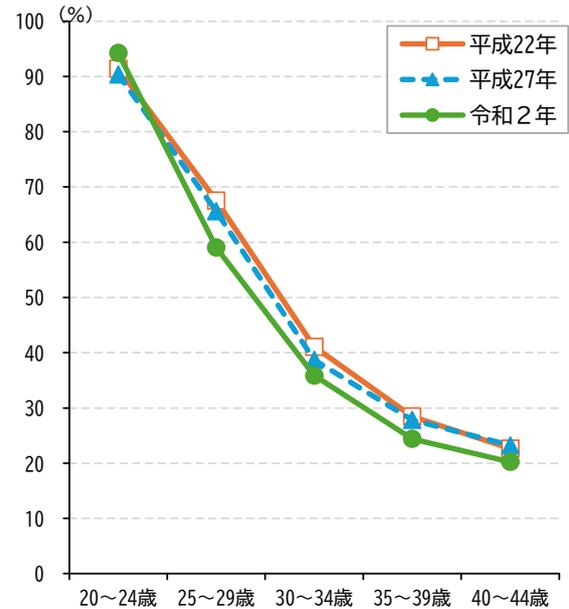
4 未婚率

未婚率は、男女とも平成22年と比較して、令和2年は20～24歳で増加、25～29歳、30～34歳、35～39歳で減少となっています。また、女性の40～44歳は減少していますが、男性では増加しています。特に、30～34歳の男性では平成22年の61.4%に対して令和2年では47.2%、25～29歳の女性では平成22年の67.5%に対して令和2年では59.0%と、減少幅が大きくなっています。

本町の未婚率（男性）



本町の未婚率（女性）



(単位：%)

| 男性 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成22年 | 94.3 | 77.6 | 61.4 | 44.4 | 38.3 |
| 平成27年 | 97.8 | 75.8 | 52.3 | 48.0 | 38.5 |
| 令和2年 | 96.8 | 74.1 | 47.2 | 36.5 | 40.4 |

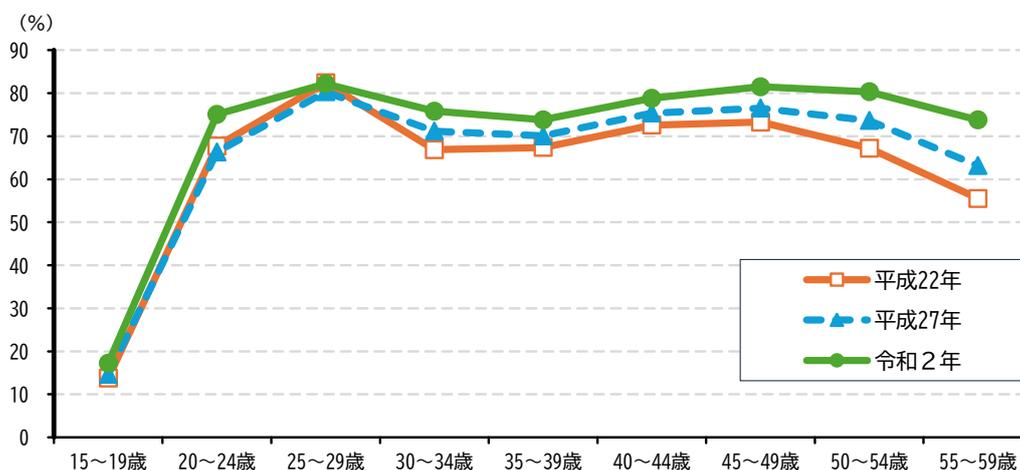
| 女性 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成22年 | 91.4 | 67.5 | 41.1 | 28.4 | 22.6 |
| 平成27年 | 90.4 | 65.6 | 38.7 | 27.8 | 23.2 |
| 令和2年 | 94.2 | 59.0 | 35.9 | 24.4 | 20.2 |

資料：国勢調査

5 女性の労働力率

女性の労働力率をみると、全ての年齢階級で労働力率が上昇しており、M字カーブ*が解消に向かっていることが分かります。M字カーブの谷と言われる30歳代においても、75.8%、73.8%と7割を超えています。

本町の女性の労働力率



(単位：%)

| | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成22年 | 13.8 | 67.8 | 82.4 | 66.9 | 67.4 | 72.6 | 73.3 | 67.2 | 55.5 |
| 平成27年 | 14.6 | 66.3 | 80.3 | 71.2 | 70.1 | 75.4 | 76.5 | 73.7 | 63.2 |
| 令和2年 | 17.2 | 75.1 | 82.2 | 75.8 | 73.8 | 78.8 | 81.5 | 80.3 | 73.8 |

*M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるためにこのような形になる。

資料：国勢調査

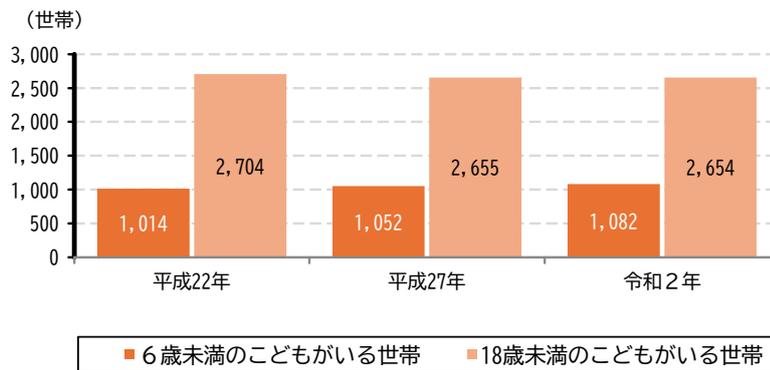
6 こどもがいる世帯の状況

6歳未満のこどもがいる世帯数は増加傾向、18歳未満のこどもがいる世帯数は減少傾向にあります。

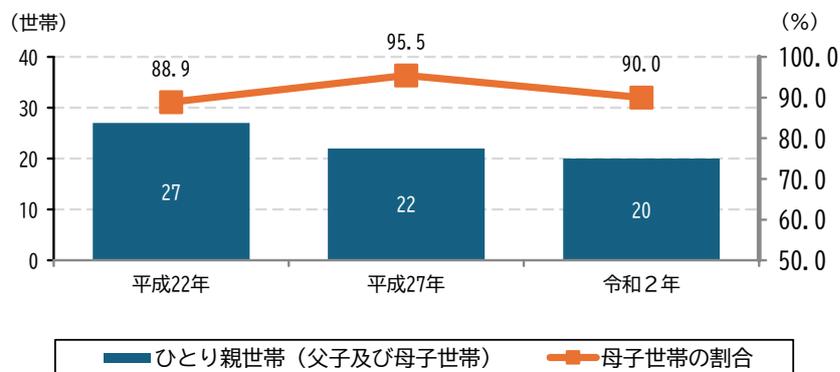
また、6歳未満のこどもがいるひとり親世帯数は、令和2年で20世帯となっており、平成22年からの10年間で減少傾向にあります。母子世帯の割合は90.0%となっており、平成27年から減少しています。

さらに、18歳未満のこどもがいるひとり親世帯数も、平成22年からの10年間で減少しており、令和2年で123世帯となっています。母子世帯の割合は85.4%と、平成27年から減少しています。

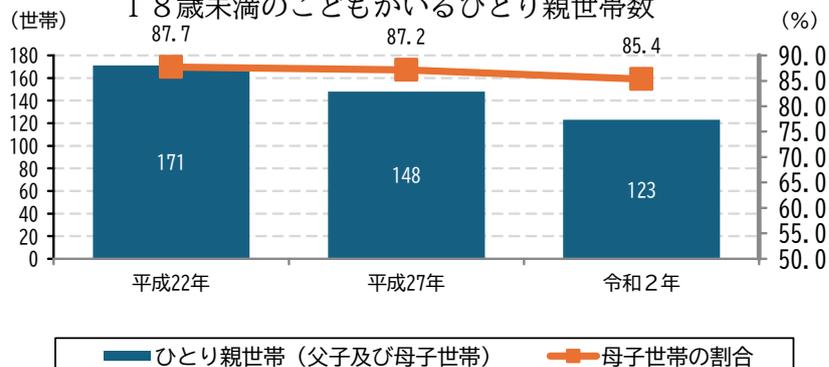
6歳未満／18歳未満のこどもがいる世帯数



6歳未満のこどもがいるひとり親世帯数



18歳未満のこどもがいるひとり親世帯数

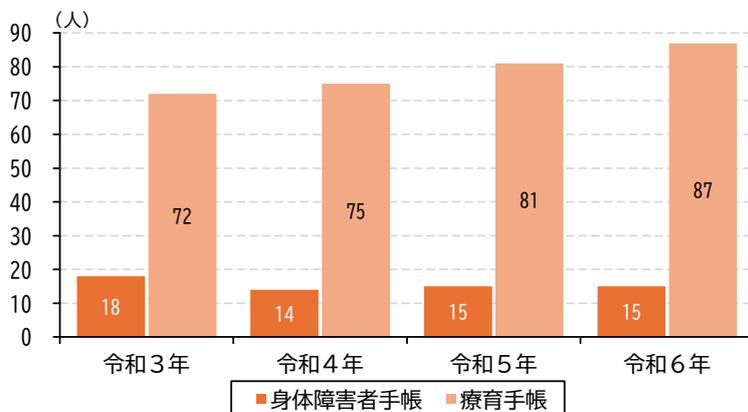


資料：国勢調査

7 障害のあるこどもの状況

18歳未満の身体障害者手帳保持者数は令和4年以降横ばいで推移しています。また、療育手帳保持者数は増加傾向にあり、令和6年で87人となっています。

18歳未満の障害者手帳所持者数



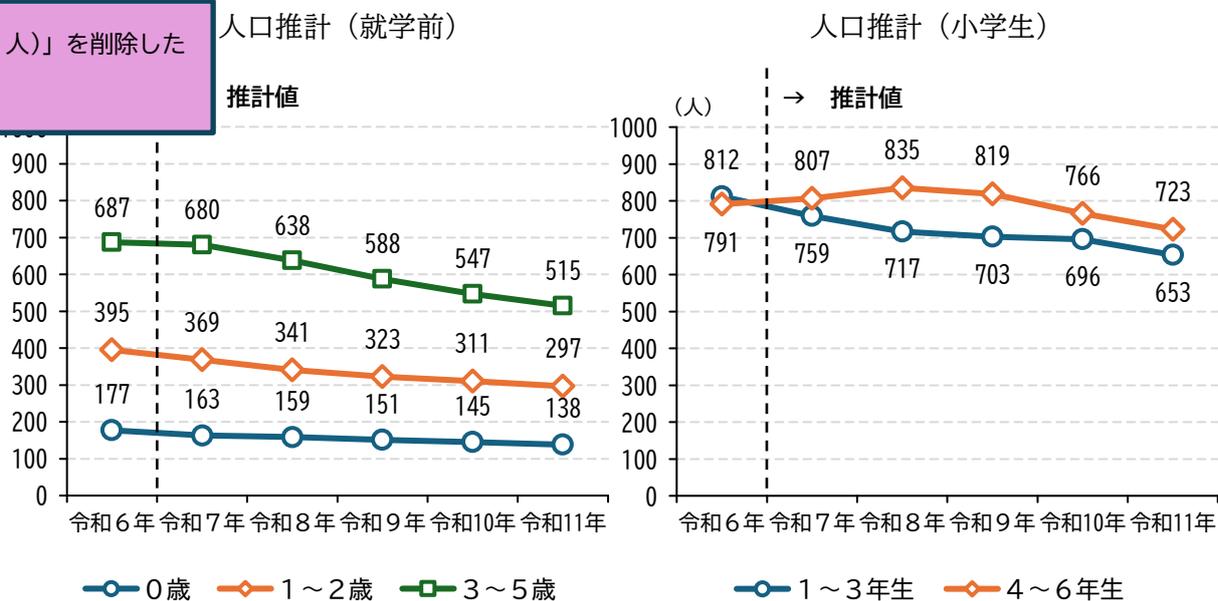
資料：福祉課（各年4月1日現在）

8 人口推計

就学前の人口推計をみると、令和7年から減少傾向になると見込まれます。

小学生の人口推計をみると、1～3年生は減少傾向となっており、4～6年生は令和8年に増加するものの以降は減少に転じると見込まれます。

「(単位：人)」を削除した
↓↓



(単位：人)

| | 実績値 | 推計値 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
| 0歳児 | 177 | 163 | 159 | 151 | 145 | 138 |
| 1歳児 | 189 | 175 | 161 | 157 | 149 | 143 |
| 2歳児 | 206 | 194 | 180 | 166 | 162 | 154 |
| 3歳児 | 233 | 209 | 197 | 183 | 169 | 165 |
| 4歳児 | 236 | 230 | 206 | 194 | 180 | 166 |
| 5歳児 | 218 | 241 | 235 | 211 | 198 | 184 |
| 小計（0～5歳） | 1,259 | 1,212 | 1,138 | 1,062 | 1,003 | 950 |
| 6歳児 | 251 | 220 | 243 | 237 | 213 | 200 |
| 7歳児 | 287 | 253 | 222 | 245 | 239 | 215 |
| 8歳児 | 274 | 286 | 252 | 221 | 244 | 238 |
| 9歳児 | 268 | 274 | 286 | 252 | 221 | 244 |
| 10歳児 | 260 | 270 | 276 | 288 | 254 | 222 |
| 11歳児 | 263 | 263 | 273 | 279 | 291 | 257 |
| 小計（6～11歳） | 1,603 | 1,566 | 1,552 | 1,522 | 1,462 | 1,376 |
| 合計 | 2,862 | 2,778 | 2,690 | 2,584 | 2,465 | 2,326 |

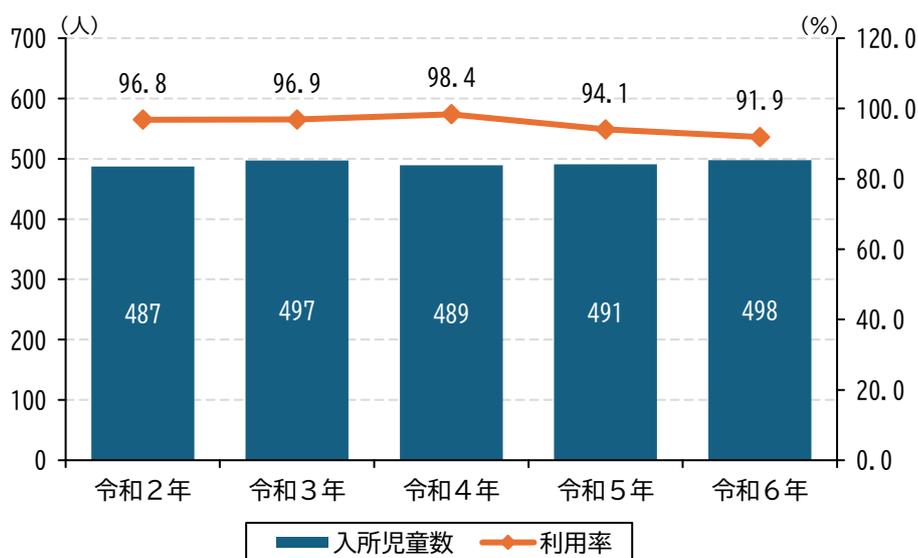
資料：コーホート変化率法による人口推計

9 保育所入所状況等

(1) 保育所入所児童数

令和6年の保育所の施設数は、公立が2か所、私立が7か所（小規模保育所を含む。）となっています。入所児童数は令和4年以降増加しています。また、利用率は令和2年から令和4年まで増加しており、令和4年は98.4%でしたが、令和5年は94.1%、令和6年は91.9%に減少しています。これは、令和5年に私立保育所1施設が開園し、定員が増加したことが要因といえます。

入所児童数と利用率



| | | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----|----------|------|------|------|------|------|
| 公立 | 施設数 (か所) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 定員 (人) | 222 | 224 | 199 | 173 | 172 |
| | 入所児童数(人) | 210 | 210 | 198 | 161 | 160 |
| | 利用率 (%) | 94.6 | 93.8 | 99.5 | 93.1 | 93.0 |
| 私立 | 施設数 (か所) | 5 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| | 定員 (人) | 281 | 289 | 298 | 349 | 370 |
| | 入所児童数(人) | 277 | 287 | 291 | 330 | 338 |
| | 利用率 (%) | 98.6 | 99.3 | 97.7 | 94.6 | 91.4 |
| 合計 | 施設数 (か所) | 7 | 8 | 8 | 9 | 9 |
| | 定員 (人) | 503 | 513 | 497 | 522 | 542 |
| | 入所児童数(人) | 487 | 497 | 489 | 491 | 498 |
| | 利用率 (%) | 96.8 | 96.9 | 98.4 | 94.1 | 91.9 |

資料：子育て支援課（各年4月1日現在） 管外受託含む、管外委託含まず

(2) 保育所入所待機児童数

国の定義*による待機児童は、0歳児及び3～5歳児では発生していませんが、令和3年に1歳児で5人、2歳児で1人、令和4年に2歳児で3人発生しましたが、令和5年以降は再び解消しています。これは、令和5年に私立保育所1施設が開園し、定員が増加したことが要因といえます。

(単位：人)

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 0歳児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1歳児 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 2歳児 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 |
| 3～5歳児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 6 | 3 | 0 | 0 |

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

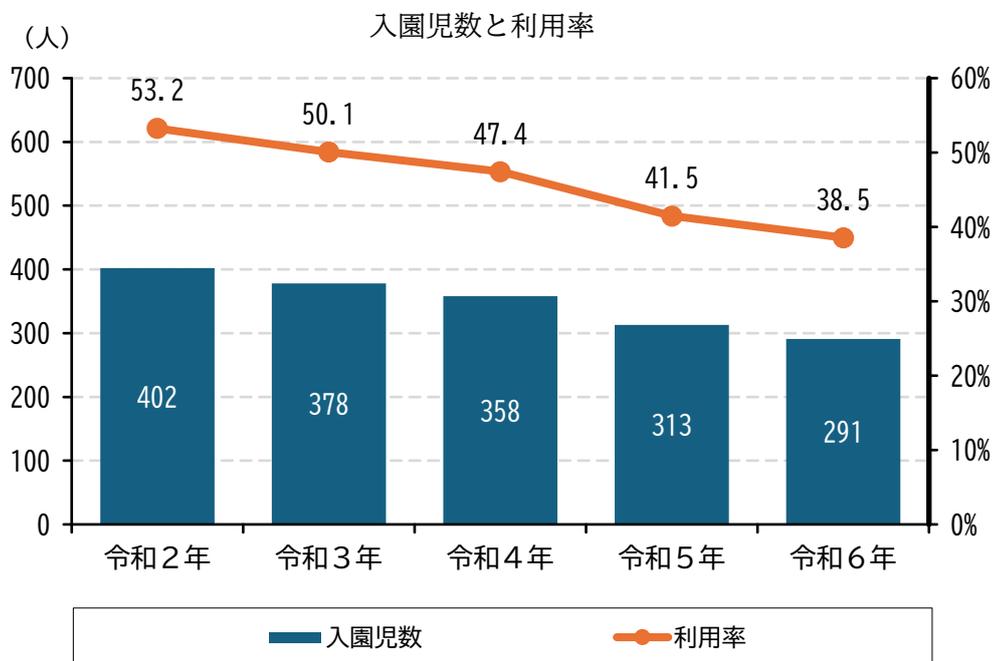
*国が定義する保育所入所待機児童とは

保育所への入所申込みを行っており、入所要件に該当しているが、入所していない児童。ただし、下記に該当する児童などは待機児童には該当しません。

- ・求職活動を休止している
- ・国庫補助等の対象施設で保育されている
- ・他に入所可能な保育所があるに関わらず、保護者の私的な理由により待機している

10 幼稚園の入園状況

令和6年の幼稚園の施設数は4か所で、全て私立です。これら4園の入園児数は、令和2年から減少しており、令和6年では291人となっています。利用率も同様に減少して令和4年に50%を下回り、令和6年では38.5%となっています。



| | | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----|---------|------|------|------|------|------|
| 私立 | 施設数(か所) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 定員(人) | 755 | 755 | 755 | 755 | 755 |
| | 入園児数(人) | 402 | 378 | 358 | 313 | 291 |
| | 利用率(%) | 53.2 | 50.1 | 47.4 | 41.5 | 38.5 |

資料：学校基本調査等（各年5月1日現在）

11 小学校・中学校の状況

(1) 小学校の児童数

町立小学校は4校あり、児童数は令和5年で1,583人まで増加しましたが、令和6年は1,578人に減少しています。

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数(人) | 1,496 | 1,529 | 1,548 | 1,583 | 1,578 |
| 学校数(校) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

資料：教育推進課（各年5月1日現在）

(2) 中学校の生徒数

町立中学校は3校あります。令和3年に生徒数が減少しましたが、令和4年以降はゆるやかに増加しています。

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 生徒数(人) | 701 | 674 | 685 | 685 | 727 |
| 学校数(校) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

資料：教育推進課（各年5月1日現在）

12 児童虐待などの現状

(1) 子育て相談の相談件数

令和元年度に比べ、令和2年度は相談件数が半減していますが、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられます。令和3年度以降は再び増加しており、年によって増減がありますが、令和元年度と比べて約14%増となっています。

(単位：件)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 育児相談 | 92 | 64 | 93 | 75 | 105 |
| 乳幼児健全育成相談 | 97 | 43 | 120 | 139 | 118 |
| 子ども家庭相談 | 53 | 15 | 28 | 43 | 52 |
| 合計 | 242 | 122 | 241 | 257 | 275 |

資料：子育て支援課

- 「育児相談」とは、子育てに関するあらゆる相談に応じることによって、育児不安等の解消を図り、児童の健全育成及び地域で子育てを支える仕組みづくりの推進に寄与することを目的として実施しています。
- 「乳幼児健全育成相談」とは、乳幼児に関する育児相談に応じ、保護者の育児不安の解消を図り、乳幼児の健全育成に寄与することを目的として実施しています。
- 「子ども家庭相談」とは、子ども及び家庭のあらゆる相談に応じ、児童の健全育成、家庭の悩みの解消に寄与することを目的として実施しています。

(2) 児童虐待認知件数

児童虐待認知件数は年度によってばらつきがありますが、令和元年度から令和5年度の平均数は、81.6件です。

なお、最も件数の多かった令和5年度は95件となっています。

(単位：件)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認知件数 | 72 | 81 | 91 | 69 | 95 |

資料：越谷児童相談所

13 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

(1) 教育・保育

(4月1日現在)

| | 計画（令和6年度） | | 実績（令和6年度） | |
|-------------------------|-----------|-------|-----------|--------|
| | 量の見込み | 確保の内容 | 量の実績 | 確保の内容 |
| 幼稚園等（1、2号認定） 3歳児～5歳児 | 349人 | 755人 | 391人 | 755人 |
| 保育所等（2号認定） 3歳児～5歳児 | 235人 | 268人 | * 273人 | * 268人 |
| 保育所等（3号認定） 0歳児 | 30人 | 268人 | 27人 | 268人 |
| 保育所等（3号認定） 1、2歳児 | 193人 | | 206人 | |

* 面積基準、保育士等の人員基準をクリアしていれば、弾力化対応として定員を超えて受け入れることが可能となるため、確保数を上回る受け入れを行っている状況です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

(3月31日現在)

| | 計画（令和5年度） | | 実績（令和5年度） | |
|------------------------------------|-----------|----------|-----------|----------|
| | 量の見込み | 確保の内容 | 量の実績 | 確保の内容 |
| 利用者支援事業 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 10,464人日 | 10,464人日 | 5,515人日 | 10,464人日 |
| 妊婦健康診査 | 212人 | 212人 | 175人 | 175人 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 212人 | 212人 | 173人 | 173人 |
| 養育支援訪問事業 | 5人 | 5人 | 8人 | 8人 |
| 子育て短期支援事業 | — | — | 0人 | 0人 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 1,280人 | 1,280人 | 742人 | 1,280人 |
| 一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり) | 11,784人日 | 13,460人日 | 16,172人日 | 16,172人日 |
| 一時預かり事業 (保育所等で実施する一時預かり事業) | 1,993人日 | 5,520人日 | 1,471人日 | 5,520人日 |
| 延長保育事業 | 51人 | 51人 | 58人 | 58人 |
| 病児・病後児保育事業 | 113人 | 1,440人 | 28人 | 1,440人 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 73人 | 73人 | 83人 | 83人 |

(4月1日現在)

| | 計画（令和6年度） | | 実績（令和6年度） | |
|-----------------------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 量の見込み | 確保の内容 | 量の実績 | 確保の内容 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | | | | |
| 1年生 | 148人 | 650人 | 133人 | 650人 |
| 2年生 | 156人 | | 128人 | |
| 3年生 | 122人 | | 111人 | |
| 4年生 | 72人 | | 66人 | |
| 5年生 | 38人 | | 36人 | |
| 6年生 | 22人 | | 37人 | |

2 アンケート調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、子育て家庭を対象とした「宮代町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」、小中学生とその保護者を対象とした「子どもの生活に関する調査」、15歳から29歳の若者を対象とした「若者の生活と意識に関するアンケート調査」、小中学生を対象とする「宮代町ヤングケアラー実態調査」を実施しました。

また、子育てひろばを利用したこどもからの意見聴取として、居場所に関するアンケート調査を実施しました。

■宮代町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

| | |
|------|-----------------------------------------------------|
| 調査対象 | 町内の未就学児童の保護者（800件）と小学生の保護者（800件） （住民基本台帳から無作為抽出） |
| 調査期間 | 令和6年2月27日（火）～3月20日（水） |
| 調査方法 | 郵送によるアンケート調査（Web回答併用） |
| 回収数 | 未就学児保護者 504票（63.0%） 小学生保護者 521票（65.1%） |

■子どもの生活に関する調査

| | |
|------|-----------------------------------------------|
| 調査対象 | 町立小学校の5年生全員（257件）、町立中学校の2年生全員（245件）、 その保護者 |
| 調査期間 | 令和6年1月15日（月）～1月29日（月） |
| 調査方法 | 各学級で配布・回収するアンケート調査 |
| 回収数 | 小学5年生 223票（86.8%） / 中学2年生 204票（83.3%） |

■若者の生活と意識に関するアンケート調査

| | |
|------|---------------------------------------|
| 調査対象 | 町内在住の15歳から29歳の男女（257件）（住民基本台帳から無作為抽出） |
| 調査期間 | 令和6年2月20日（火）～3月13日（水） |
| 調査方法 | 郵送によるアンケート調査（Web回答併用） |
| 回収数 | 194票（24.3%） |

■宮代町ヤングケアラー実態調査

| | |
|------|--------------------------------------------------|
| 調査対象 | 町立小学校の4年生から6年生全員（777件） 町立中学校の1年生から3年生全員（686件） |
| 調査期間 | 令和5年10月2日（月）～10月20日（金） |
| 調査方法 | 各学級で配布、学校時間を活用して回答 |
| 回収数 | 小学生 551票（70.9%） / 中学生 622票（90.6%） |

■居場所に関するアンケート調査（こどもからの意見聴取）

| | |
|------|---------------------------------|
| 調査対象 | 子育てひろばを利用したこども |
| 調査期間 | 令和6年9月2日（月）～9月30日（月） |
| 調査方法 | 子育てひろばに掲示した設問に対し、選択した回答欄にシールを張る |
| 回収数 | 小学校低学年以下の児童 42票 / 小学校高学年の児童 53票 |

1 宮代町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

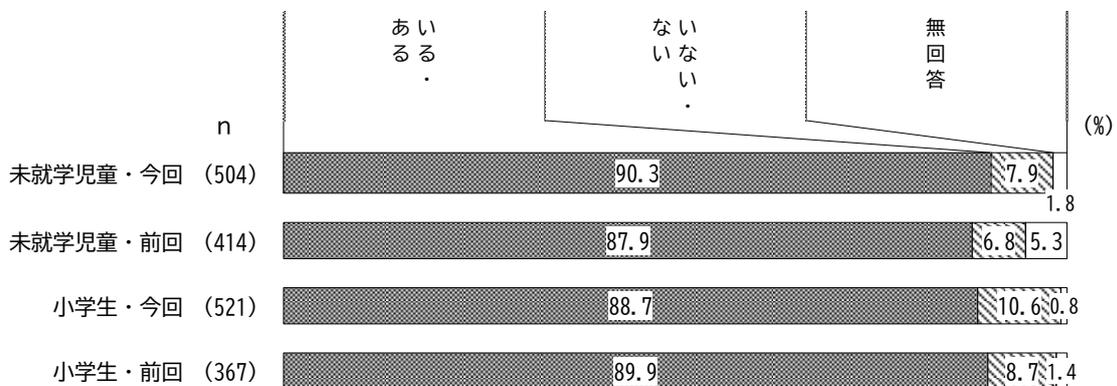
(1) 子育てや教育をする上での相談相手の有無

相談できる相手がいる割合は、未就学児童で90.3%、小学生で88.7%となっており、未就学児については、前回調査(87.9%)よりも2.4ポイント高くなっています。一方で、相談できる相手がない割合は7.9%で、前回調査(6.8%)よりも1.1ポイント高くなっています。

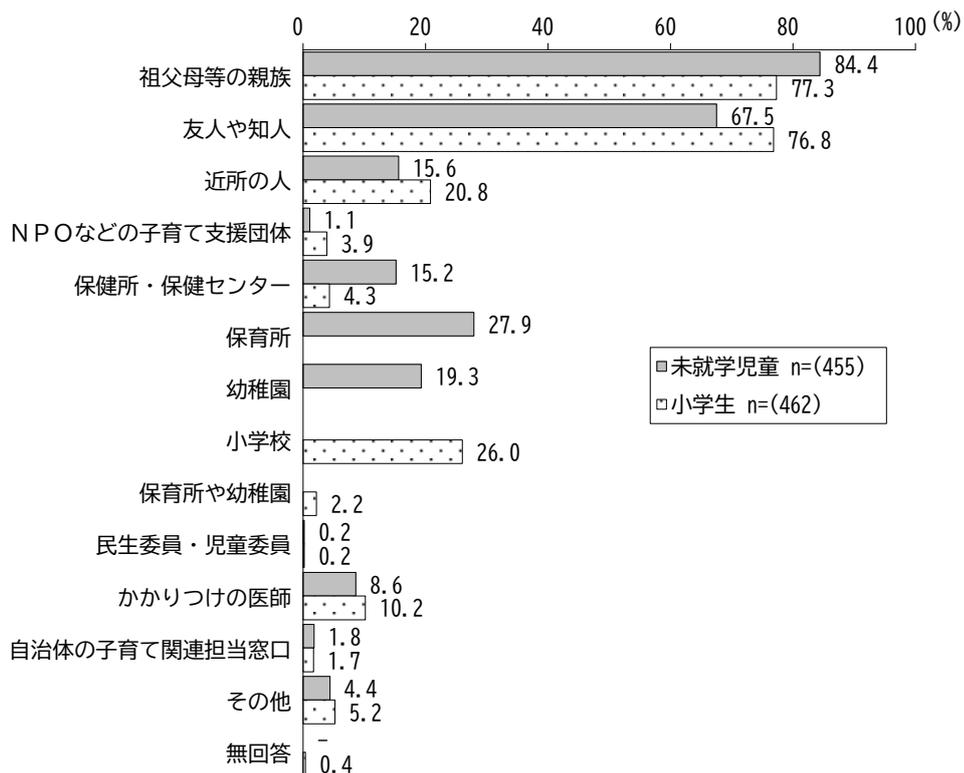
相談先については、「祖父母等の親族」が最も高く、次いで「友人や知人」「保育所」となっており、前回調査と同様の結果となっています。

未就学児童においては、「保育所」(今回:27.9%、前回17.0%)が大きく伸びています。

子育てや教育をする上で気軽に相談できる人や施設の有無



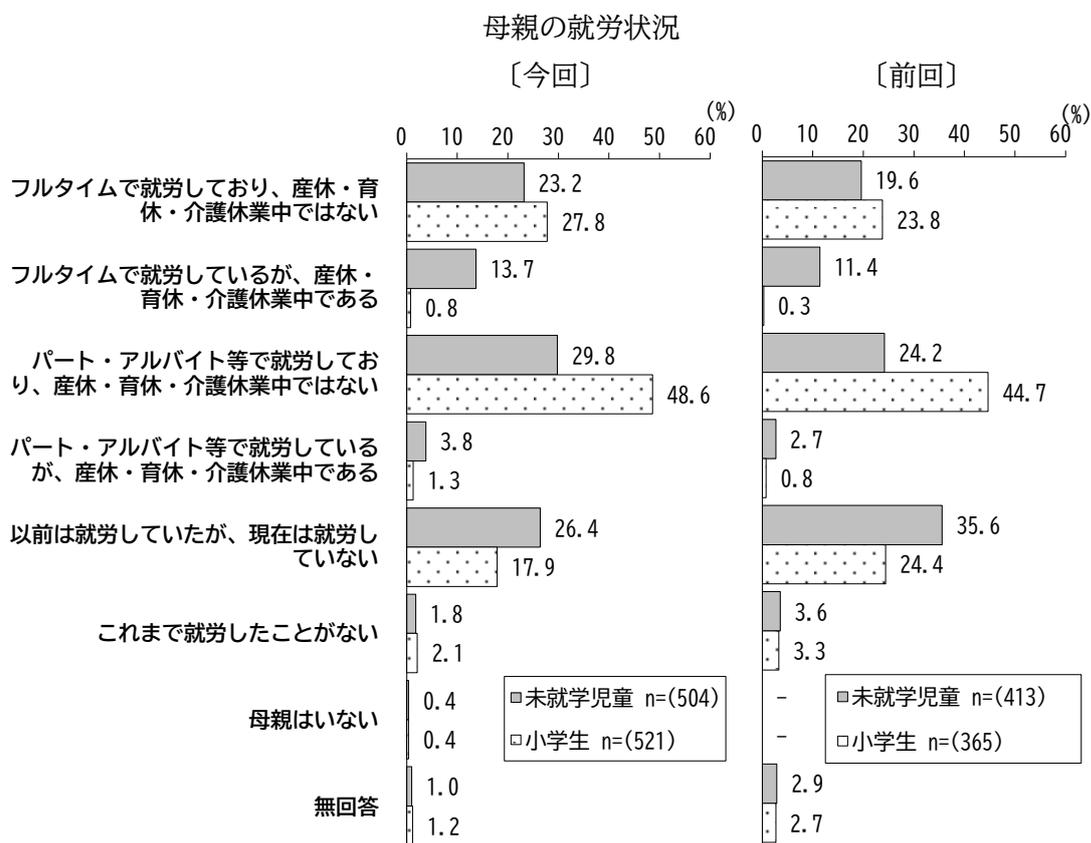
子育てや教育をする上で気軽に相談できる相談先〔複数回答〕



(2) 保護者の就労状況

母親の就労状況は、未就学児童及び小学生ともに「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高くなっており、前回調査（未就学児：24.2%、小学生44.7%）と比較しても増加しています。

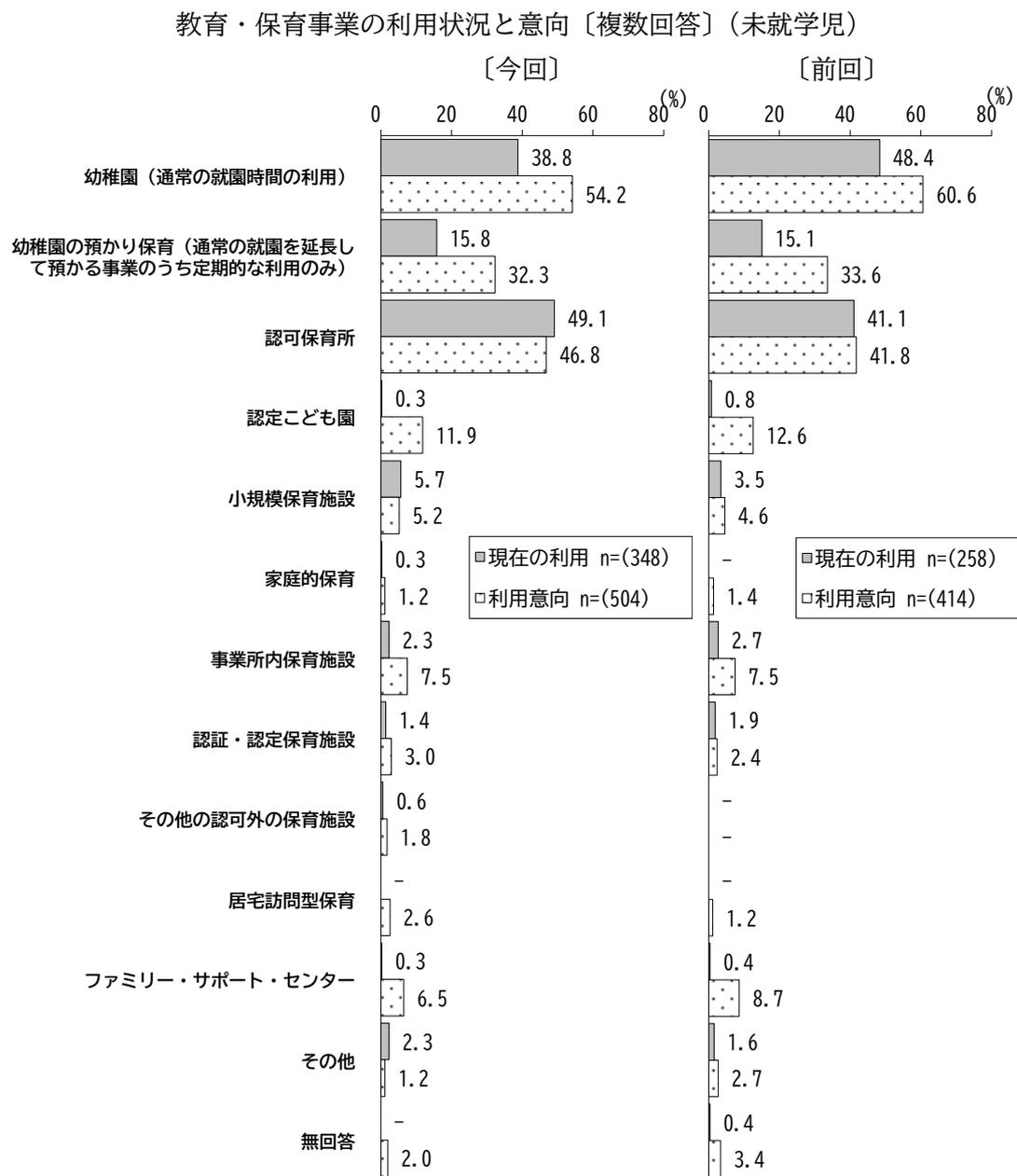
また、フルタイム及びパート・アルバイトで就労している割合は、前回調査と比較しても増加しています。その一方で、就労していない割合は減少しています。



(3) 教育・保育事業の利用状況と意向

現在の利用は、「認可保育所」(49.1%)が最も高く、次いで「幼稚園」(38.8%)、「幼稚園の預かり保育」(15.8%)となっています。前回の調査では、「幼稚園」(48.4%)、「認可保育所」(41.1%)、「幼稚園の預かり保育」(15.1%)でした。

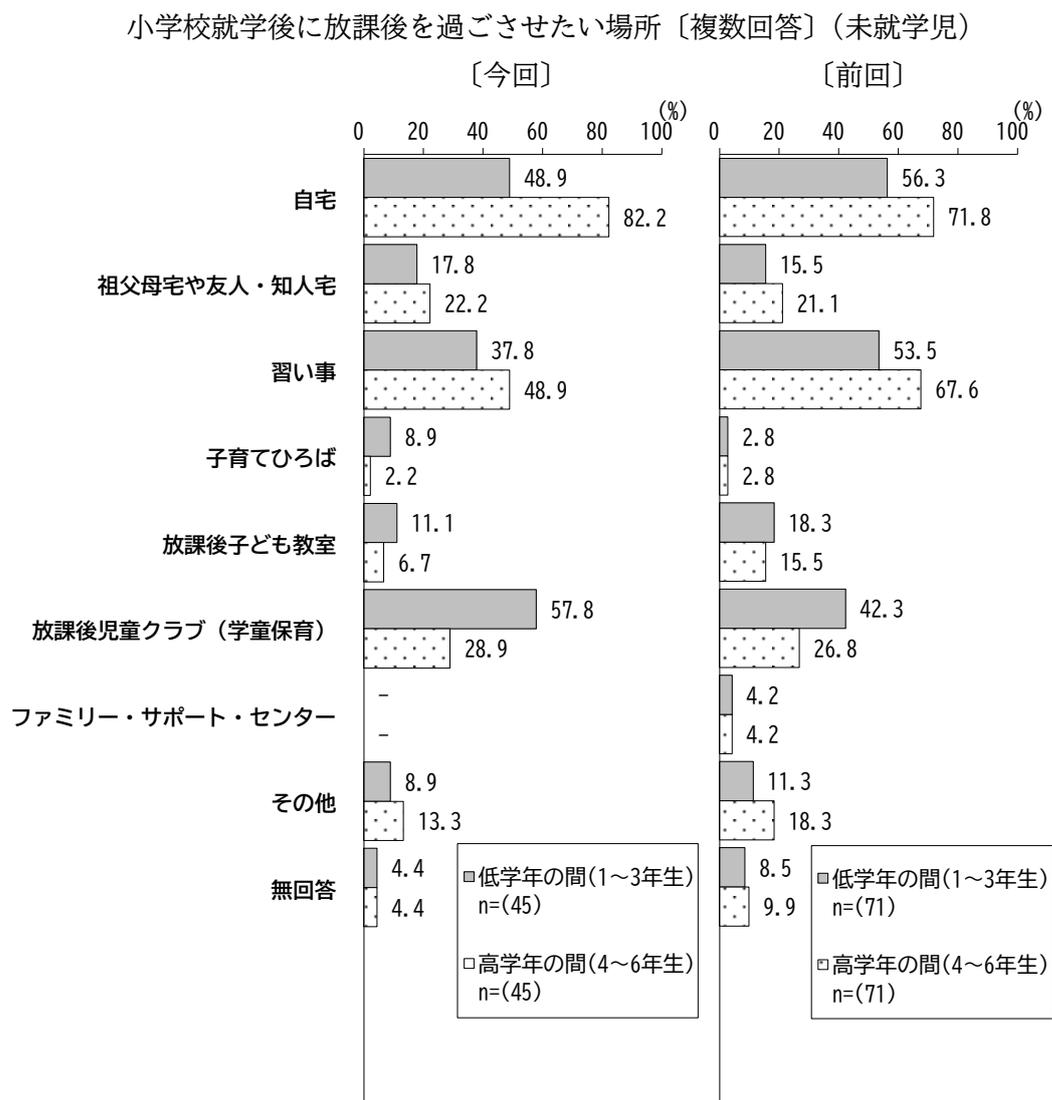
利用意向では、「幼稚園」が最も高く、次いで「認可保育所」「幼稚園の預かり保育」となっており、前回調査と同様な結果となっています。



(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

低学年の間（1～3年生）では、「放課後児童クラブ(学童保育)」が57.8%と最も高く、次いで「自宅」「習い事」となっています。前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」(前回：42.3%)は15.5ポイント増加しています。一方で、「自宅」「習い事」は大きく減少しています。

高学年の間（4～6年生）では、「自宅」が82.2%と最も高く、次いで、「習い事」「放課後児童クラブ(学童保育)」となっており、前回調査と比較すると同様な結果ですが、「習い事」の割合が大きく減少しています。

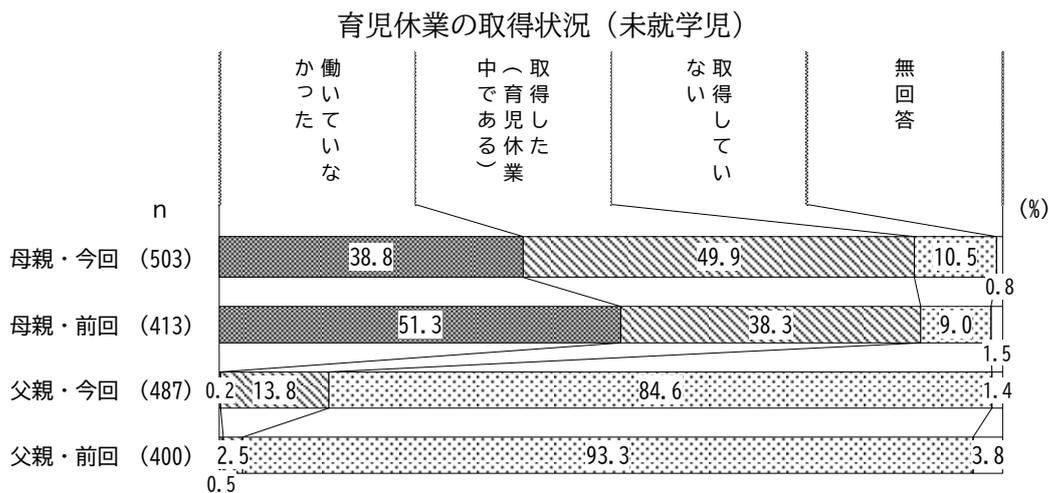


(5) 育児休業の取得

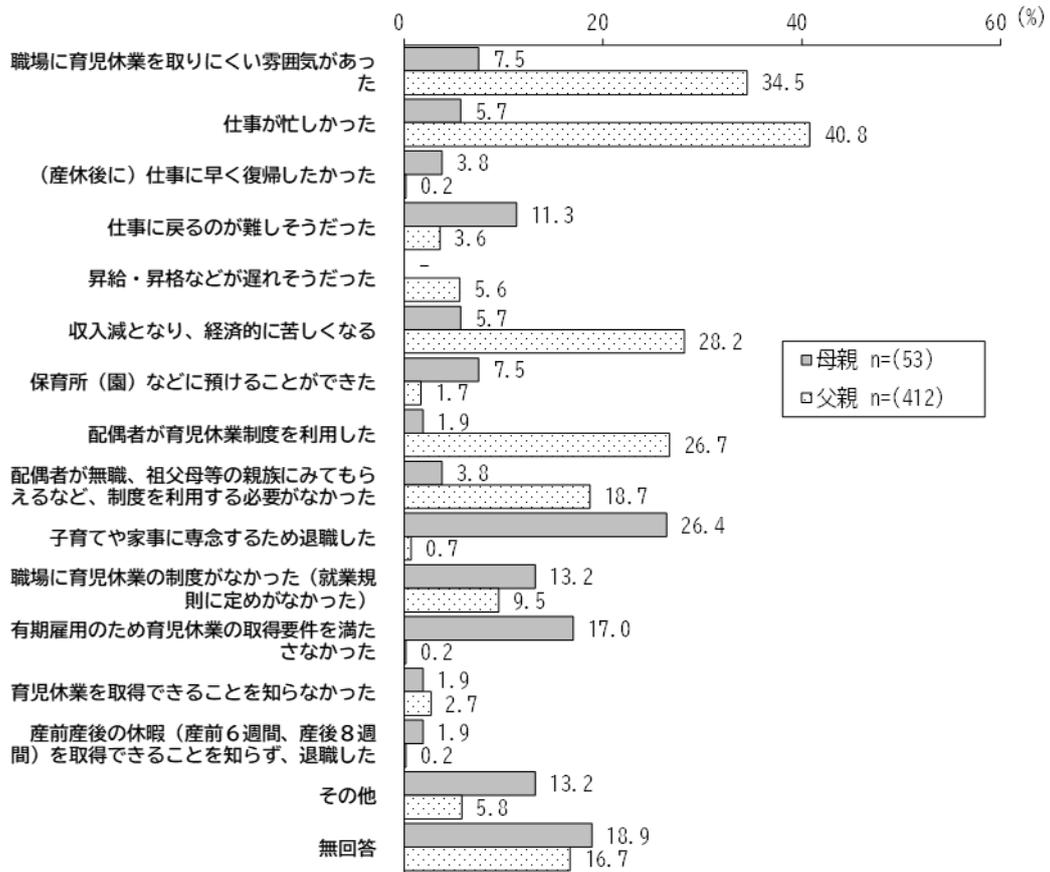
母親の取得状況は、「取得した(育児休業中である)」が49.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」(38.8%)、「取得していない」(10.5%)となっています。前回調査から比較すると、「取得した(育児休業中である)」は11.6ポイントの増加、「働いていなかった」は12.5ポイントの減少となっています。

父親の取得状況は、「取得していない」が84.6%と最も高く、次いで「取得した(育児休業中である)」(13.8%)となっています。前回調査と比較すると、「取得していない」は8.7ポイント減少し、「取得した(育児休業中である)」は、11.3ポイント増加しています。

「取得していない」理由について、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」(26.4%)が最も多く、次いで「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」(17.0%)と続いています。父親は、「仕事が忙しかった」(40.8%)が最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(34.5%)、「収入源となり、経済的に苦しくなる」(28.2%)が続いています。



育児休業を取得していない理由〔複数回答〕（未就学児）



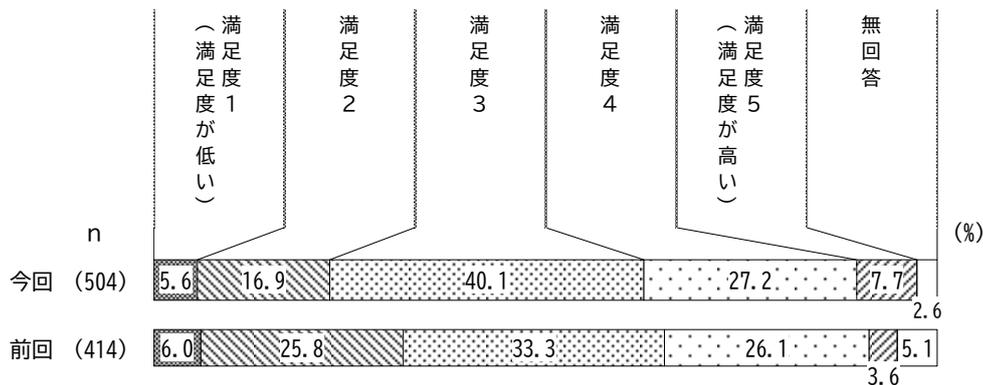
(6) 子育て全般について

① 居住地域における子育ての環境や支援への満足度

満足度の中間である「満足度3」は、40.1%と最も高く、前回調査(33.3%)より6.8ポイント増加しています。

満足度が高い「満足度4」と「満足度5」の合計は34.9%となっており、前回調査(29.7%)と比較すると5.2ポイント増加しています。一方で、満足度が低い「満足度1」と「満足度2」の合計は22.5%で、前回調査(31.8%)と比較すると9.3ポイント低くなっています。

居住地域における子育ての環境や支援への満足度（未就学児）

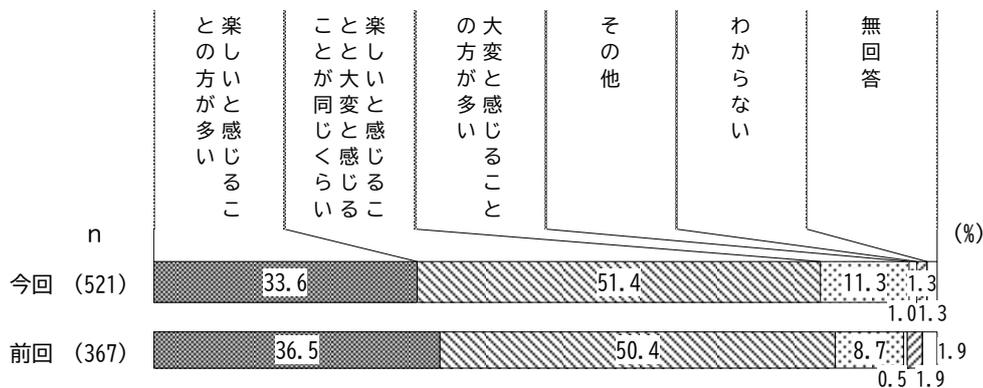


② 子育ての楽しさ・大変さ

「楽しいと感じることと大変と感じることが同じくらい」が51.4%と一番多く、次いで「楽しいと感じることの方が多い」が33.6%となっています。

前回調査と比較すると、「大変と感じることの方が多い」が2.6ポイント増加し、「楽しいと感じることの方が多い」が2.9ポイント減少しています。

子育てに関して楽しいと感じること（小学生）

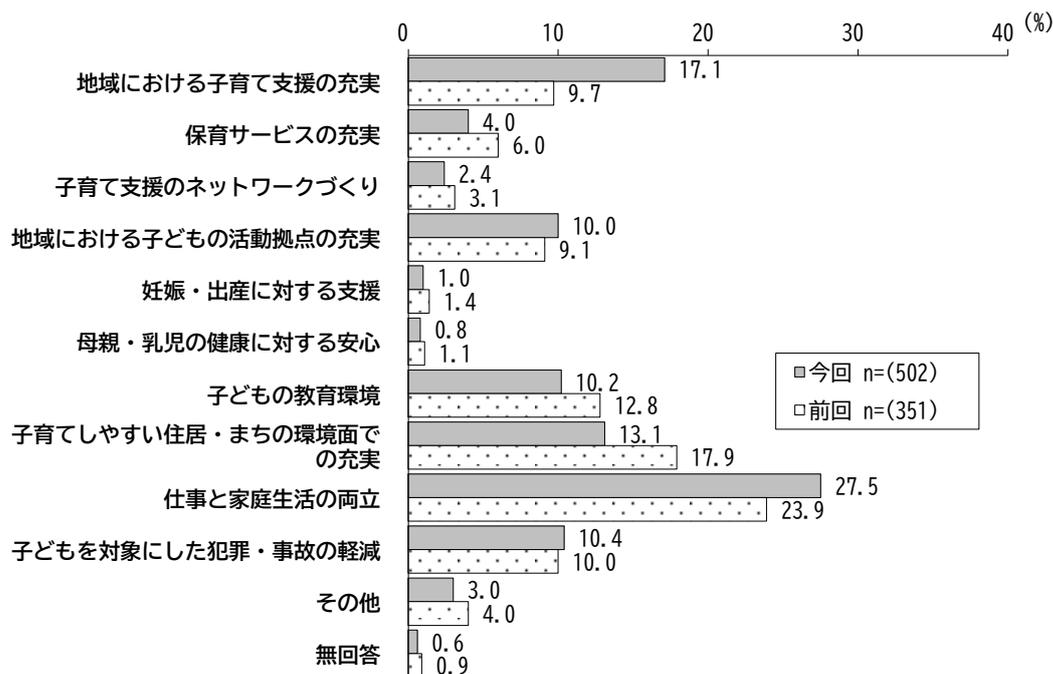


③ 子育てに有効な支援や対策について

子育てする中での有効な支援や対策については、「仕事と家庭生活の両立」が27.5%と一番高く、次いで「地域における子育て支援の充実」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」となっています。

特に、「地域における子育て支援の充実」については、前回調査（9.7%）から7.4ポイント増加しています。一方で、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」は前回調査（17.9%）から4.8ポイント減少しています。

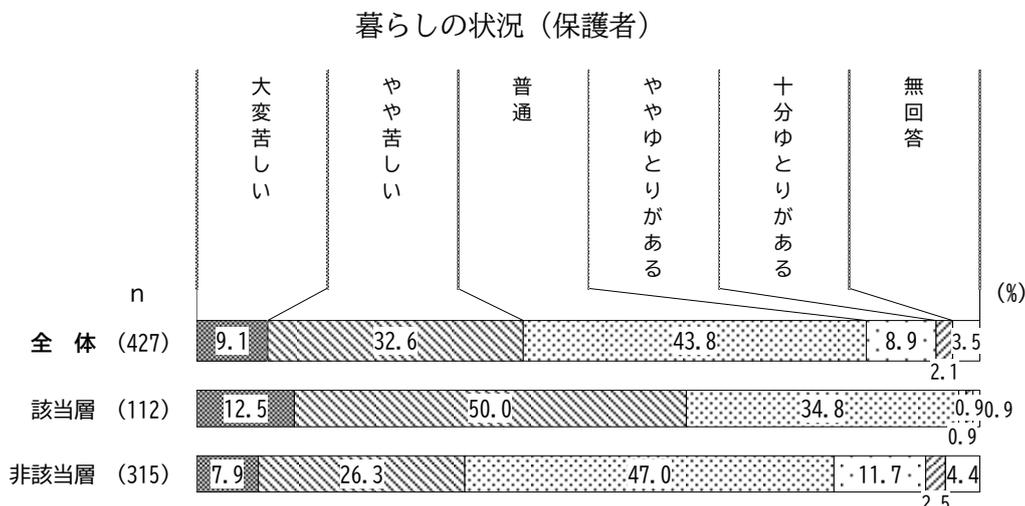
子育てに有効な支援や対策について〔複数回答〕（小学生）



2 子どもの生活に関する調査

(1) 困窮家庭の割合

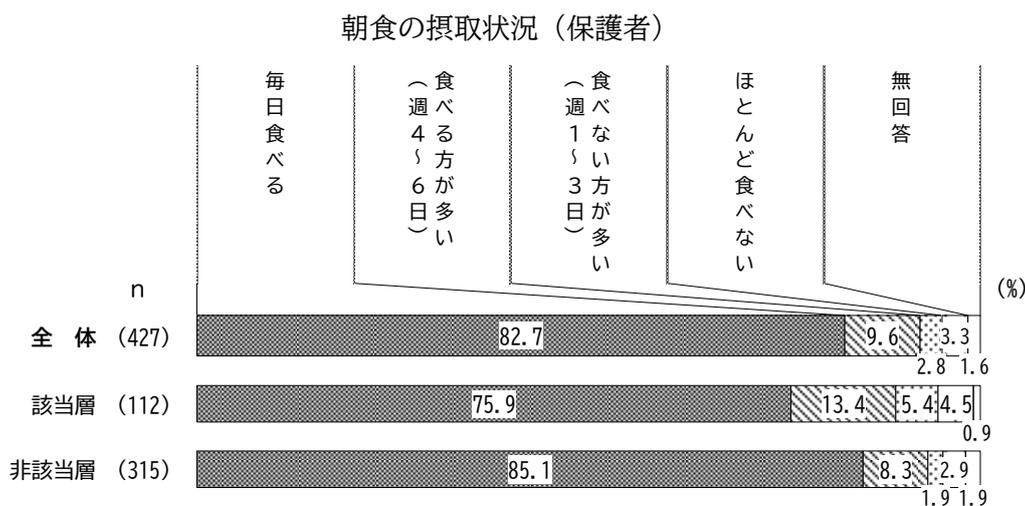
現在の暮らしの状況は、生活困難層判定*の該当層で「大変苦しい」と「やや苦しい」をあわせた『苦しい』が62.5%と、非該当層（34.2%）よりも高くなっています。



*本調査では、世帯年収と食費・公共料金などの支払困難経験に基づき、「生活困難層」、「中間層」、「非該当層」に区分したうえで、「該当層（生活困難層+中間層）」と「非該当層」を軸に分析しています。

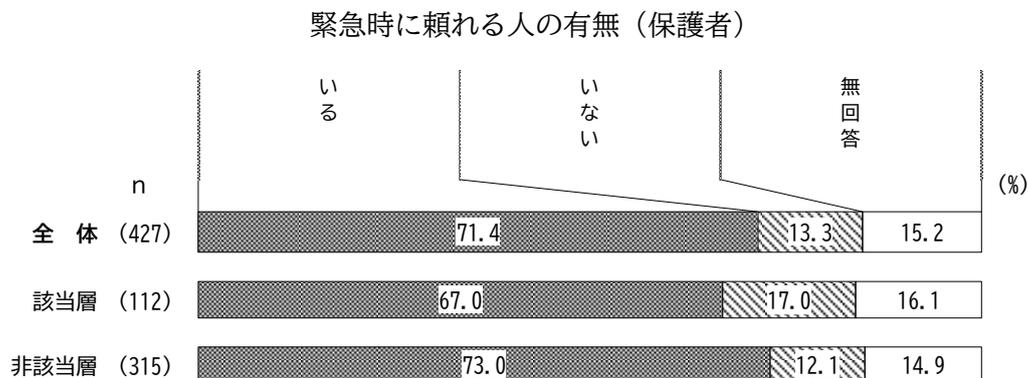
(2) 朝食の摂取状況

朝食の摂取状況について、該当層の保護者では子どもが朝食を「毎日食べる」と回答する割合が75.9%と、非該当層（85.1%）に比べて低くなっています。また、該当層の子どもでは、自身の健康状況について「朝、食欲がない」と回答する割合が高い状況です。



(3) 相談相手

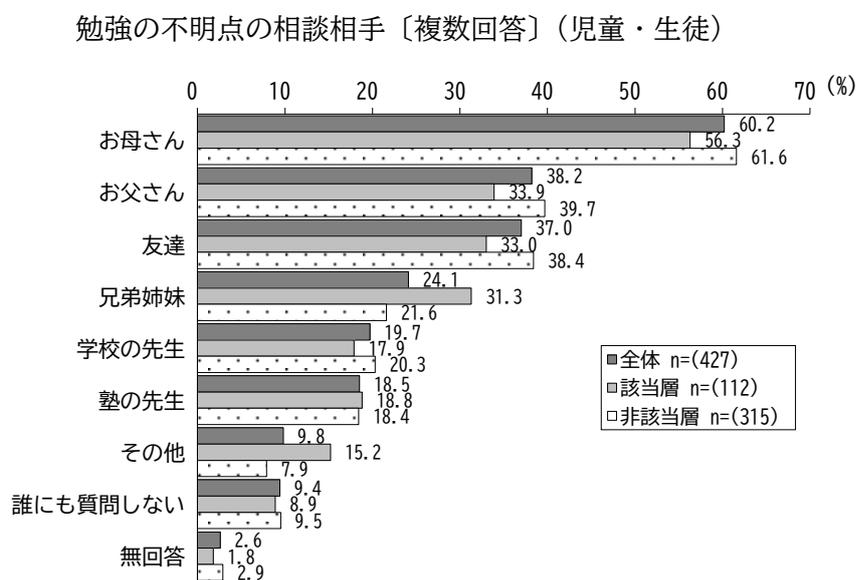
緊急時に頼れる人が「いる」保護者の割合は、非該当層で73.0%と、該当層（67.0%）より高くなっています。



(4) 学習や教育

① 勉強していて分からない時の相談相手

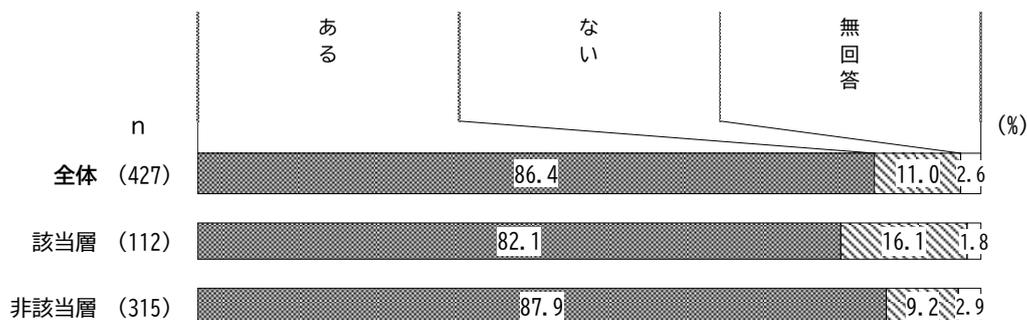
家で勉強していてわからないときの相談相手として、該当層・非該当層ともに「母親」、「父親」が多くなっています。また、該当層では勉強の相談相手として「兄弟姉妹」の割合が31.3%と、非該当層（21.6%）よりも高く、「母親」、「父親」の割合は非該当層より低くなっています。



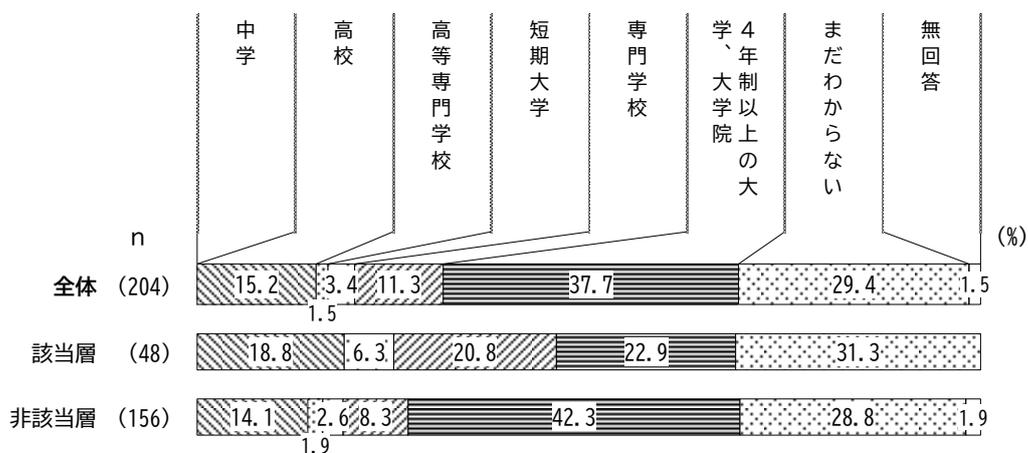
② 学習環境や進路

子どもが落ち着いて勉強できる環境が「ある」割合は、該当層の保護者で82.1%と、非該当層よりも低くなっています。また、進路希望として、該当層の子どもは、「4年制以上の大学、大学院」まで進学したいと回答する割合が非該当層の約半分となっています。

子どもが落ち着いて勉強できる環境の有無（保護者）



進学段階の希望（児童・生徒）



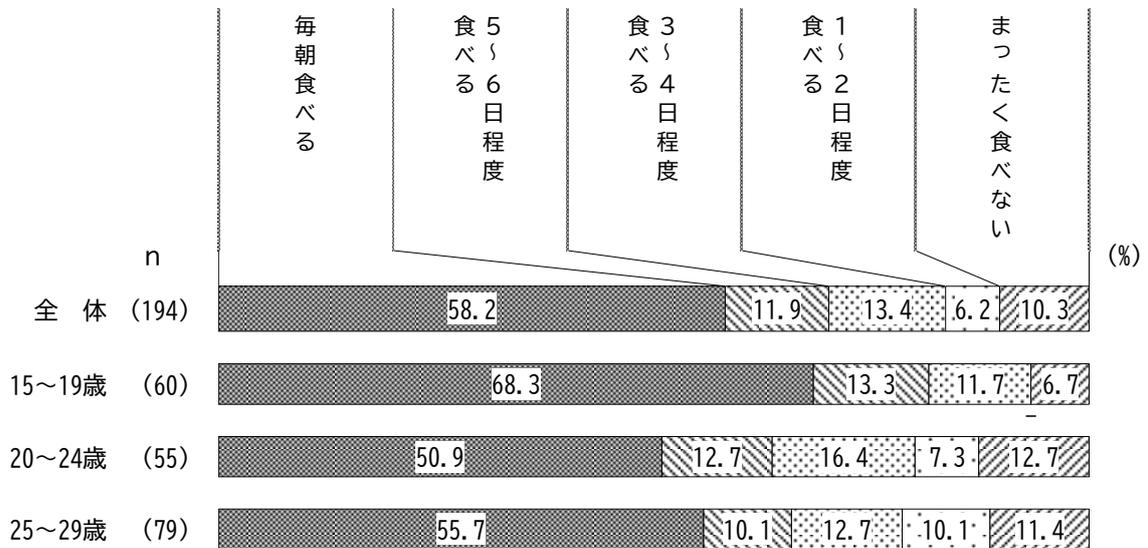
3 若者の生活と意識に関するアンケート調査

(1) 朝食の摂食状況

朝食の摂取状況について、「毎朝食べる」は全体で58.2%ですが、20代よりも10代後半の年齢層の割合が高くなっています。

一方、「まったく食べない」の割合は、10代後半に比べ20代のほうが高くなる傾向があります。

朝食の摂取状況



(2) 自身のアイデンティティ等について

「自分には自分らしさというものがあると思う」と回答した若者の割合は84.5%^{※1}であり、こども家庭庁の調査結果^{※2}（84.1%）と概ね同水準となっています。

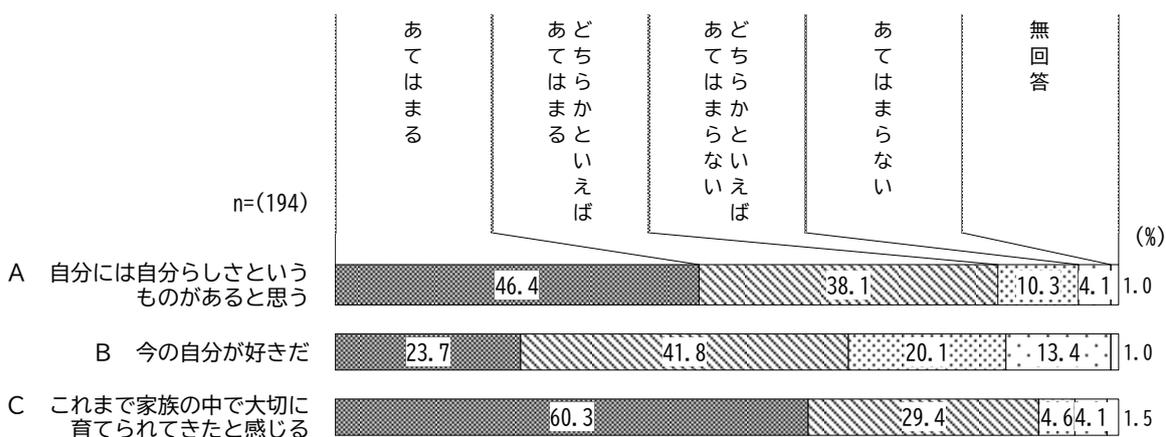
また、「今の自分が好きだ」と回答した割合は65.5%^{※1}であり、こども家庭庁の調査結果^{※2}（60.0%）を上回っていることから、本町において、若者が自己肯定感を持つ割合は高くなっています。なお、子どもの生活に関する調査の結果によると、自己肯定感、小学5年生では80.3%、中学2年生では76.9%であり、更に高い割合となっています。

一方、「これまで家族の中で大切に育てられてきたと感じる」の割合は89.7%^{※1}となっています。また、子どもの生活に関する調査の結果によると、小学5年生の「自分は家族に愛されている」の割合は96.8%、中学2年生では95.6%となっており、多くのこどもや若者が、自身が大切に育てられてきたことを実感している結果となっています。

※1：「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」をあわせた割合

※2：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022年）※調査実施当時は内閣府所管（こども家庭庁の調査は15～39歳の回答結果、宮代町の調査は15～29歳の回答結果であり、対象年齢が異なることに留意する必要がある）

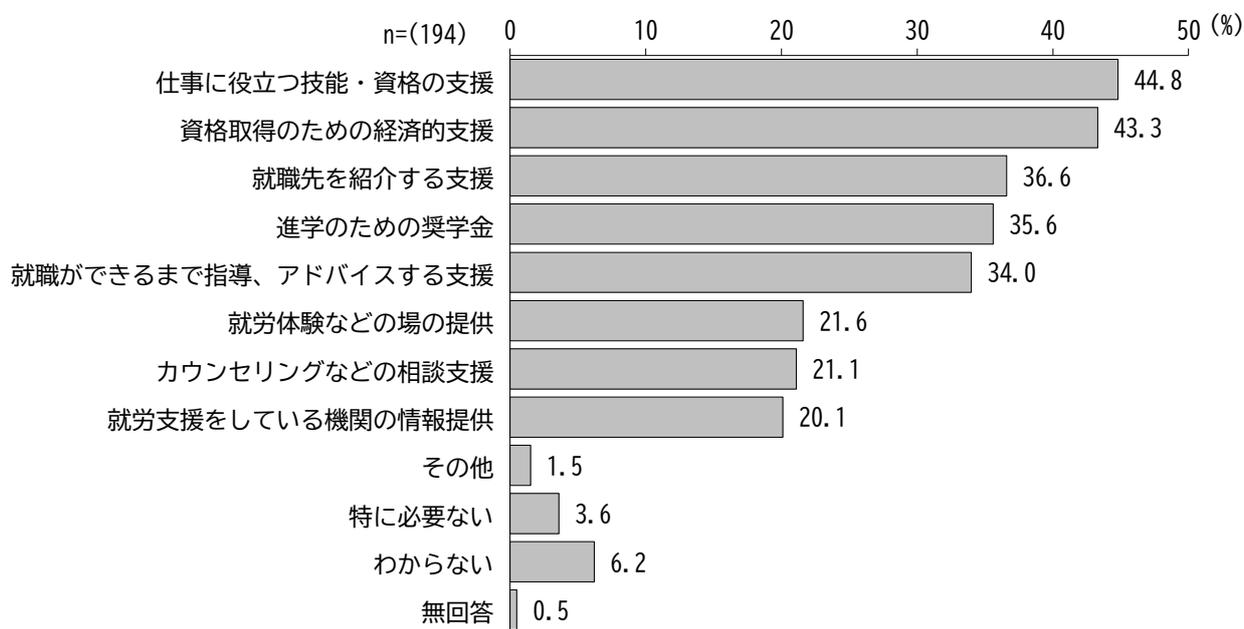
自身のアイデンティティ等について



(3) 仕事・進路について

若者が経済的に自立するために必要だと思うことについて、「仕事に役立つ技能・資格の支援」、「資格取得のための経済的支援」が4割台と高くなっています。

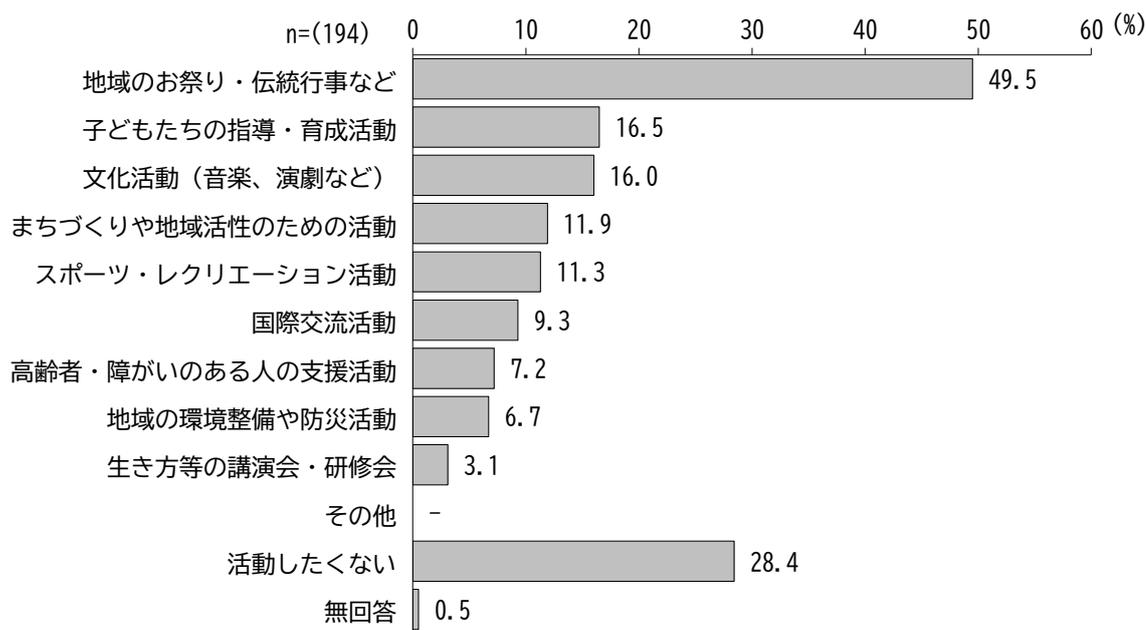
経済的に自立するために必要だと思うこと〔複数回答〕



(4) 地域社会で参加したい活動について

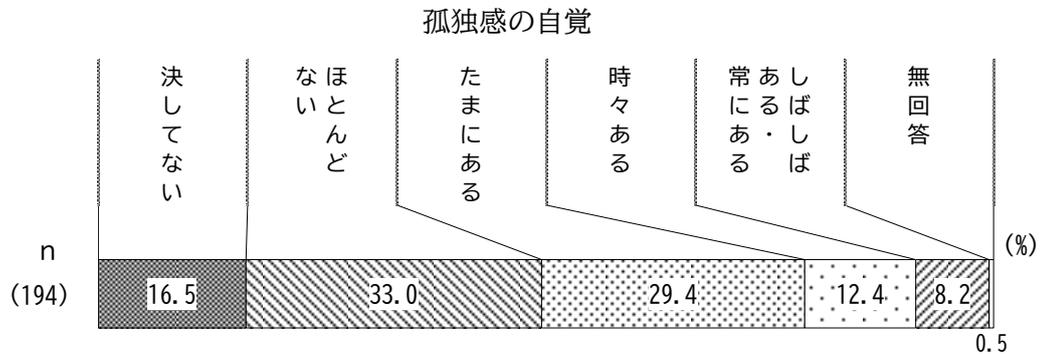
今後、地域社会で参加したい活動は、「地域のお祭り・伝統行事など」が49.5%と最も高くなっています。一方、全体で2番目に高いのは「活動したくない」で28.4%となっています。

今後、地域社会で参加したい活動〔複数回答〕



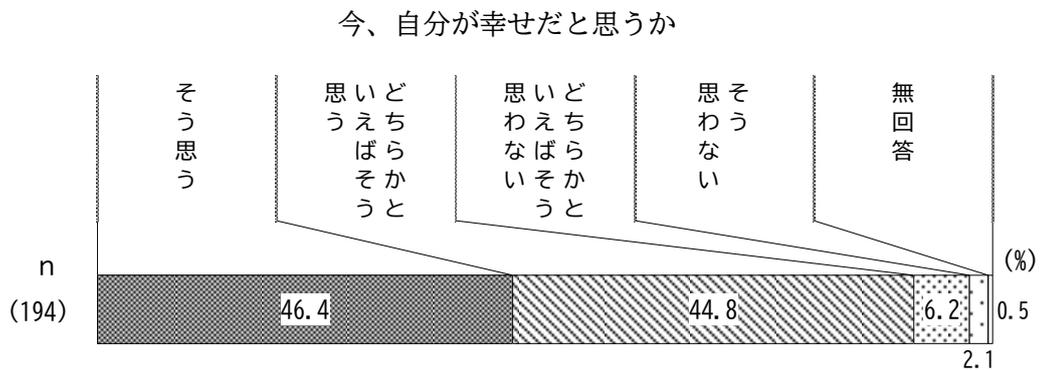
(5) 孤独感について

若者で孤独感を感じていることが「たまにある」「時々ある」「しばしばある・常にある」を合わせた割合は、50.0%となっており、内閣府の「令和5年度孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」（16～19歳35.0%、20～29歳45.3%）と比較すると高くなっています。性別にみると、女性のほうが孤独感を感じている割合が高くなっています。



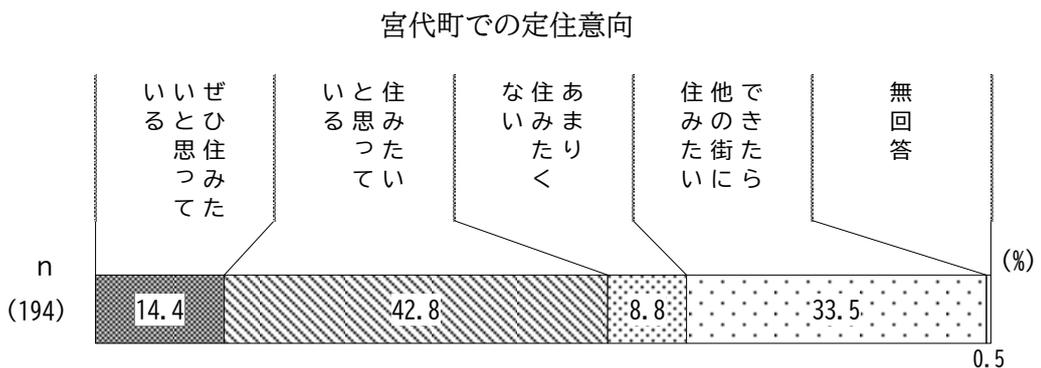
(6) 現在の幸福感

今、自分が幸せだと思うかその実感を聞いたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は91.2%となっています。一方、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合は8.3%となっています。



(7) 定住意向について

今後の定住意向について、「ぜひ住みたいと思っている」と「住みたいと思っている」を合わせた定住意向が高い割合は57.2%となっています。一方、「あまり住みたくない」と「できれば他の街に住みたい」を合わせた定住意向が低い割合は42.3%となっています。

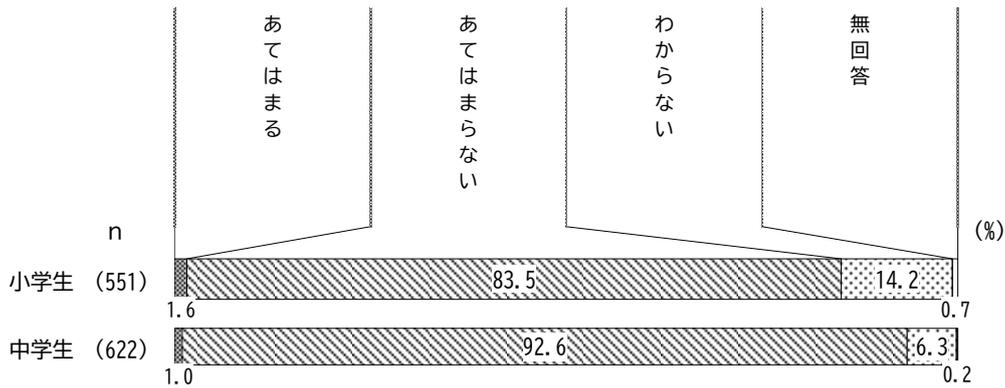


4 宮代町ヤングケアラー実態調査

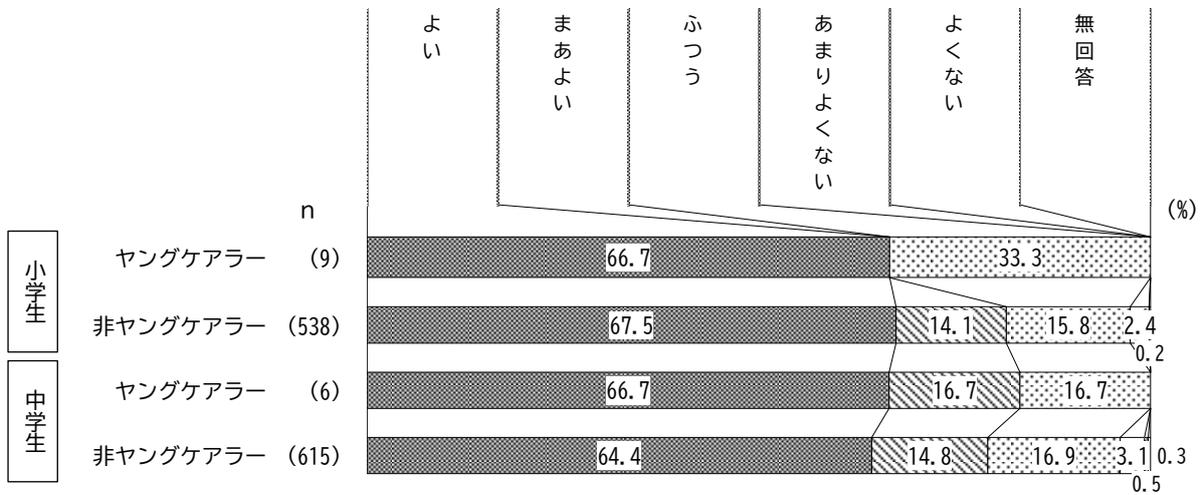
「宮代町ヤングケアラー実態調査」では、小学4～6年生（551人回答）の1.6%、中学生（686人回答）の1.0%が、自身がヤングケアラーにあてはまると回答しています。

なお、自身がヤングケアラーにあてはまると回答した人は、学校のことや悩みについて家で会話をする割合が低くなっています。

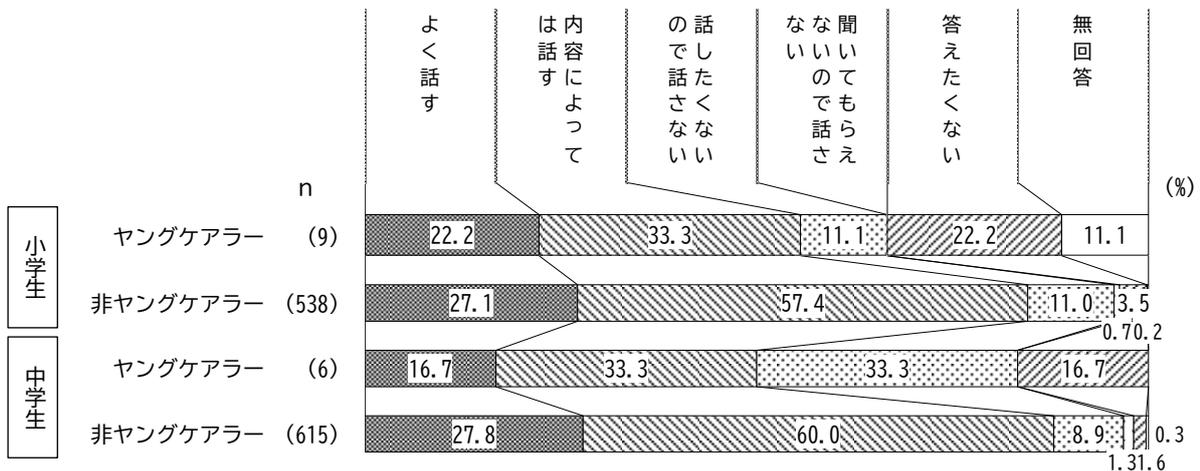
自身がヤングケアラーにあてはまると思うか



生活満足度



学校のことや悩みについて家で会話をするか



5 居場所に関するアンケート調査（こどもからの意見聴取）

(1) 「どこであそぶのが、すき？」

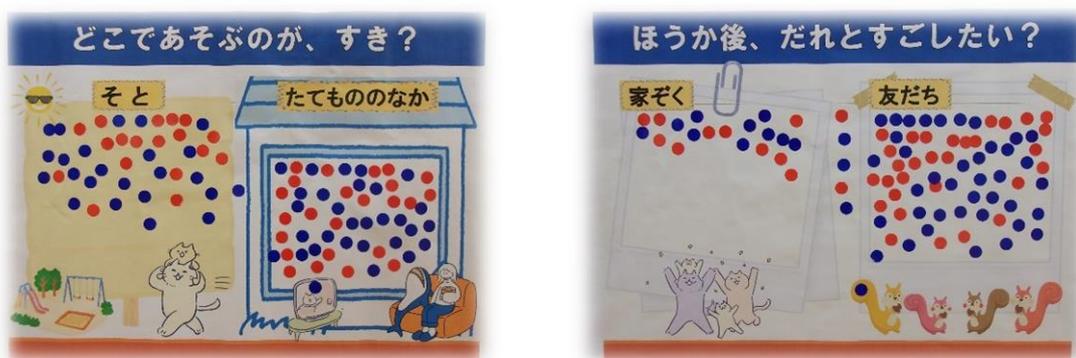
「たてもののなか」と回答した低学年（小学校3年生以下）のこどもは24人、高学年（小学校4～6年生）のこどもは29人となっています。これに対し、「そと」と回答した低学年のこどもは18人、高学年のこどもは23人となっています。

なお、どちらも選択しなかったこどもは、高学年のこども1人となっています。

(2) 「ほうか後、だれと過ごしたい？」

「友だち」と回答した低学年のこどもは30人、高学年のこどもは40人となっています。これに対し、「家ぞく」と回答したこどもは、低学年・高学年ともそれぞれ10人となっています。

なお、どちらも選択しなかったこどもは、低学年2人、高学年3人となっています。



3 こどもを取り巻く課題

● こども・若者の多様な居場所づくり

地域コミュニティの希薄化や児童虐待、不登校等、こどもや若者を取り巻く課題が複雑かつ多様化する中で、安心して過ごせる居場所が重要です。

本町では、こどもの居場所づくりを地域の人々が主体となった事業としての取組を進め、子どもの食堂や学習支援、プレーパーク等の居場所づくりを展開するとともに、学校の通えない児童生徒のために学外の場として教育支援センター「みらい」を整備し、こどもたちの多様な学びの場、保護者の皆様の教育上のさまざまな悩みを相談する場として支援しています。

こどもにとって、居場所は場所・時間・人との関係性・SNS等も居場所となりえるものです。このことから引き続き、こどもや若者にとって心身の安全と安心できる居場所づくりを進め、こどもの孤独と孤立が解消でき、幸福感が高まるような事業や取組が求められています。

● さまざまな境遇にあるこどもやその家庭への支援

こどもの貧困、児童虐待、障がい、不登校、ひきこもり、育児不安や育児ストレスを抱える家庭等、困難を抱えるこどもとその家庭への支援は、こどもの良好な生育環境の基盤を整える上で必要不可欠です。

これまで、子育ての孤立を防ぐため、相談先の周知や利用促進を行うとともに、保育、医療、福祉及び教育等の関係機関と連携し、こどもやその家庭を見守り、支援してきました。

しかし、子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート調査では、子育ての相談先は未就学児の保護者は前回調査時(令和元年度)に比べ増加していますが、小学生の保護者は減少しています。加えて、気軽に相談できる先としては、保育園や小学校への相談が増加しています。

また、こどもの生活に関する調査では、生活困難層が非該当層に比べ、こどもの基本的な生活習慣が身につけていない割合が高くなっています。基本的な生活習慣を身に付けることは、こどもの健やかに成長にとって大切です。生活困難の影響を受けることなく、すべてのこどもが基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援していくことが必要です。

このことから、こどもとその家庭のSOSを素早くキャッチできるようこどもの関わる身近な機関である、学校、保育園、民生・児童委員、地域等の関係機関と連携強化を図り、こどもとその家庭に寄り添った支援体制が求められています。

● 保育ニーズの増加と多様化するサービスの充実

出生数が減少する一方で、女性の就業率が高く、共働き世帯が増加していることから、保育ニーズは高まっています。特に、町内保育所については、公立2園、私立4園、小規模保育所3園、認可外保育施設2園と、待機児童解消に向けて保育施設の整備を進めてきました。しかしながら、今後も保育ニーズは高まるものと思われます。引き続き、高まる保育ニーズに対応できるよう受け皿及び人材の確保と時間外保育や一時保育、病児保育等、多様な保育サービスにも対応できる体制整備が求められています。

本町では、これまでも、障害のあるこどもの受け入れには、公立保育園に療育のクラスを設けるなど、積極的に取り組んできましたが、これからは医療的ケア児に対しても適切な支援が受けられるよう受入体制を整備することが必要です。

また、保育所同様に放課後児童クラブ入所希望者も増加しています。すべてのこどもが放課後を安全・安心で過ごし、多様な体験・活動ができる場所が確保できるよう努めていく必要があります。

● 仕事と子育てが両立できる環境づくり

仕事と結婚、出産及び子育てを両立するためには、家庭内での助け合いとともに地域における子育て家庭への支援やフレックスタイム、リモートワーク等の柔軟な働き方ができる労働環境の整備、さらには「男は仕事」「女は家庭・育児」という固定的役割分担意識の解消が求められています。

アンケート調査では、母親の就労状況は「フルタイム」「パート・アルバイト」が増加傾向であり、子育て家庭の多くが共働き世帯となってきている中で、育児休業の取得についても、父親・母親ともに増えています。しかし、育児休業を取得していない人の理由としては、母親は「子育てや家事に専念するため退職」、父親は「仕事が忙しかった」「職場で育児休業を取りにくい雰囲気があった」が多く挙げられています。このような結果からみても、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには多くの取り組む課題が浮き彫りになっています。

本町では、これまでも、仕事と子育てが両立できるよう保育園や放課後児童クラブの受け入れ体制の整備に加え、ファミリー・サポート・センター事業等の利用促進、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めてきましたが、十分な支援とはいえない状況です。

アンケート結果でも、子育てに有効な支援や対策について、仕事と家庭生活の両立を望む回答が多いことから、更なる支援の充実と男女が共同して子育てに参加する意識の醸成に努めていく必要があります。

● 成長段階に応じた切れ目のない伴走型支援

こどもや子育て家庭が抱えるさまざまな課題に向き合い、子育ての不安や負担感を和らげるため、妊娠・出産から子育て期とこどもから若者までのライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。

本町では、これまでに母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援を行うため、こども家庭センターを設置し、こどもやその家庭における子育ての不安や悩みを受け止め、支援につなげてきました。

アンケート調査では、子育ての楽しさについて、「楽しいと感じる」「楽しいと大変が同じくらい」が85%となっていますが、「大変と感じる」が11.3%という結果でした。

子育ての悩みや不安を抱え込んでしまうと、孤立・孤独につながり、心身不調や虐待を引き起こす要因になります。

このことから、こどもの誕生前、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで、こどもとその家庭に寄り添い、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、こどもが自分らしく社会生活を送ることができるよう地域全体で支えていく体制の強化が必要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

2 計画の基本目標

「基本理念」を実現するため、次の4つの基本目標を設定し、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標1 全ての子ども・若者が互いに尊重し、主体となれるまち

子ども基本法及び子ども大綱では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を、子ども・若者の声を取り入れながらめざしていくことが掲げられています。本計画では、子ども・若者を社会の中心に据えた施策により、その意見を尊重し、社会の一員として主体的に参加しやすい環境づくりを進め、子ども・若者が最善の利益を享受できるまちづくりに取り組みます。

基本目標2 子どもの健やかな成長を支えるまち

子育て家庭が置かれた状況や子どもが成長する環境はさまざまです。そのような中でも、子どもや若者が自立心をもって健全に育成されることが重要となっています。子ども・若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の生活の主体である家庭、学校、地域の連携により、それぞれの力を最大限に発揮して子どもが健やかに成長できるまちづくりを進めることが重要です。また、子どもたちが安心して過ごし、自分らしくいられる場所を地域全体で提供します。

また、貧困、虐待、障がい、ヤングケアラーなどの困難を抱えている子ども・若者やその家庭が、個々の状況に応じて適切な支援を受けることができるよう、寄り添い支える体制づくりを進めます。

基本目標3 安心して子育てができるまち

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子どもへ、又は地域で伝えられにくくなっています。その結果、相談相手がいない状態で子育てし、社会全体として育児不安やストレス、孤立に悩む親が増えています。

そこで、安心してゆとりを持って子育てができるよう、子育てに関する情報提供の充実を図ります。また、共働き世帯が増加していることから、保護者の多様な働き方にあわせて柔軟に利用できる子育て支援事業の充実を図ります。

基本目標4 ライフステージを通じた支援の充実

子ども・若者に対する支援は、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。

妊娠・出産・乳幼児期から、学童期・思春期、青年期まで、それぞれのライフステージに応じた取組を展開し、子ども・若者の健やかな成長を支援します。

また、子ども・若者の状況に応じて、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期、青年期を経て成人期への移行期にある若者が自らの希望を叶えることができるよう、切れ目ない支援を行います。

3 計画の体系

〔基本理念〕

ひろがる輪、こども・若者の夢と笑顔をはぐくむまち

〔基本目標〕

基本目標1
全てのこども・
若者が互いに尊重し、
主体となれるまち

基本目標2
こどもの健やかな
成長を支えるまち

基本目標3
安心して子育てが
できるまち

基本目標4
ライフステージを
通じた支援の充実

〔施策〕

1 こども・若者が権利の主体である
ことの共有

2 若者主体の社会参画への支援

1 こどもの多様な居場所の創出

2 児童虐待防止対策の推進

3 こどもの貧困の解消に向けた
対策の推進

【こどもの貧困の解消に向けた
対策についての計画】

4 障がい児施策の充実等

5 ヤングケアラーへの支援

1 子育てに関する相談、情報提供の
充実

2 仕事と生活の調和の実現のため
の働き方の見直し

1 こどもの誕生前から幼児期まで
の支援

2 学童期・思春期への支援
【子ども・若者計画】

3 青年期への支援

第4章

計画推進の目標と施策

基本目標1 全ての子ども・若者が互いに尊重し、主体となれるまち

1 子ども・若者が権利の主体であることの共有

子ども・若者は生まれながらに権利の主体であることを自らが認識し、社会全体で共有するとともに、子ども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、主体性を育み、その最善の利益を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 主体性を育む保育の実践 | <p>子どもが互いの個性や意欲を尊重し、自分で考え行動できる力を育むため、各活動における主体的な行動を支えます。</p> <p>また、子どもの人権委について、各種研修会に参加し、知識の習得に努めるとともに、保育人権擁護のための自己チェック及び組織として振り返りを行います。</p> | 子育て支援課 |
| 人権教育推進事業 | <p>人権教育の振興のため、宮代町人権教育推進協議会の啓発・研修活動を支援します。</p> <p>児童生徒が人権作文や標語を作成することにより、一人一人が人権問題について考える機会をつくれます。</p> | 教育推進課 |

2 若者主体の社会参画への支援

若者が、主体的に地域社会に参画し、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっていると実感できる地域社会を目指し、若者自らが企画・運営に携わる機会をつくれます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|-------------------------------------------------------------|-------|
| 二十歳のつどい | <p>町の特徴を生かした式典を開催するにあたり、企画・運営を新20歳の対象者で構成される実行委員会が行います。</p> | 教育推進課 |

基本目標2 こどもの健やかな成長を支えるまち

1 こどもの多様な居場所の創出

こどもにとって、身近な地域の中で安心して過ごせる居場所の充実を進めます。全てのこどもが様々な活動や交流に参加・参画し、多様な人々とつながり、自分のことを理解・応援してくれていると感じられる地域の中で、社会の真ん中にいるという実感を持ち、いきいきと力を発揮できる環境づくりを推進します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| こどもの居場所作り事業 | こどもが安心して過ごせ、地域の方々と交流しながら様々な学びや体験の機会を得ることができる居場所づくりが、地域住民によって定期的に展開されるよう支援します。 こどもの居場所を行う人や活動に補助金の交付、ボランティアの派遣、備品の貸し出し等を行います。 | 子育て支援課 |
| こども誰でも通園制度 | 施設に属していない6か月～2歳児のこどもを対象とし、こどもの育ち及び子育て家庭を支援するため、就労要件を問わず保育所等での短時間保育を実施します。(令和8年度から実施予定) | 子育て支援課 |
| 教育支援センター運営事業 | 様々な事情で学校に通えていない又は通いにくい児童生徒及びその保護者等に対し、教育相談、生活指導、学習指導等を包括的に実施します。 | 教育推進課 |
| 子ども大学みやしろ | 子どもの学ぶ力や生きる力を育み、新たな発見や気づきを促すことを目的に実施します。 日本工業大学と連携し、町内の小学4年生～6年生を対象に、高度な講義や民間事業者等による知的好奇心を掻き立てる体験活動等を提供します。 | 教育推進課 |
| 公園等環境管理事業 | 公園管理協定に基づく住民主体による維持管理に努めます。また、街区公園については、草刈や樹木の剪定に加え、遊具の点検・修繕により、安心・安全な公園環境に努めます。 | 未来のまち整備課 |

2 児童虐待防止対策の推進

全国的に児童虐待によりこどもが被害者となる事件が増加しています。児童虐待はこどもの心身に深刻な影響を与えるだけでなく、将来の人生にわたる大きな課題となります。

虐待が起きない環境づくりを最優先とし、全てのこどもとその家庭、妊産婦等に対して、専門的な相談、地域資源を活用した情報提供や訪問等による継続的な支援を実施します。

また、児童虐待を防止するための意識啓発を行うとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の発生予防、早期発見・対応に努めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 児童虐待防止対策事業 | 児童虐待について、関係機関と連携しながら、様々な普及啓発活動に取り組み、児童虐待の未然防止、早期対応に取り組みます。 代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造からなる要保護児童対策地域協議会を軸として、福祉、保健、教育、警察等の関係機関の連携により、効果的な援助や対応を協議し、実施します。 | 子育て支援課 |
| こども家庭センター事業 | 役場庁舎（子育て支援課内）と保健センターに、それぞれ「こども家庭センター」を設置します。 役場庁舎では児童福祉に関する相談・指導等を行い、保健センターでは母子保健に関する相談事業等を行いながら、ひとつの組織として妊娠～出産～子育てを切れ目なくサポートします。 | 子育て支援課 |
| ケース対応会議 | 母子保健事業及び児童福祉事業に相談や通告があった世帯について共有し、支援等が必要であると認められる対象家庭に対する具体的支援内容等を検討する。 | 子育て支援課 |
| こどもの見守り強化事業 | 虐待の早期発見・防止を目的として、こどもの見守り体制の強化を図ります。 子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭又は虐待のリスクを抱える家庭に、弁当・食材配布や家庭訪問等必要な支援を行います。 | 子育て支援課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | こどもの預かり等を希望する乳幼児や小学生児童を有する子育て中保護者の会員と、援助を行うことを希望する会員との地域における相互援助活動を支援します。 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 緊急サポートセンター事業 | 急なこどもの預かり等を希望する乳幼児や小学生児童を有する子育て中保護者の会員と、援助を行うことを希望する会員との相互援助活動を支援します。 | 子育て支援課 |
| 子育て世帯訪問支援事業 | 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施します。 | 子育て支援課 |
| 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 女性・DV相談 | 複雑かつ深刻な女性の様々な悩みに対して相談に応じます。特に潜在化しやすいDV・虐待の悩みについては、福祉、保健、教育、警察等と連携し被害者支援に努めます。 | 総務課 |
| DV被害者支援事業 | DV被害者を支援するため、庁内外の関係機関で構成している宮代町ドメスティック・バイオレンス被害者支援連携会議を開催し、DV被害者及び子どもへの支援、保護等について検討します。 | 総務課 |

3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、前向きに生きる気持ちを含めこどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。こどもの生まれ育った環境によって、こどもたちの将来が閉ざされることがない社会をつくるため、こどもの貧困の解消に取り組みます。

本施策は、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の中心として、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労の支援」及び「経済的支援」を積極的に推進します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ひとり親家庭等の医療費支給 | ひとり親家庭や父又は母に一定の障がいがある家庭に対し、医療費の一部を助成します。 | 子育て支援課 |
| 児童扶養手当事務取扱 | 父母の離婚、死亡などによって父又は母と生計を同じくしていないこどもを育てている方や、こどもを育てている父又は母に一定の障がいがある場合に支給される児童扶養手当について、申請受付、受給資格の確認及び県への進達事務を行います。 | 子育て支援課 |
| 保育所の保育料の減免 | 多子世帯やひとり親家庭に対して、認可保育所等の利用者負担額を軽減します。 | 子育て支援課 |
| 学童保育所の保育料の減免 | 生活保護世帯、就学援助費受給世帯、児童扶養手当受給世帯及び学童保育所に通う児童が放課後デイサービスを利用している世帯に対し、学童保育所に係る保育料を免除します。 | 子育て支援課 |
| ファミリー・サポート・センター利用料の助成 | 児童扶養手当の支給を受けている家庭及びひとり親家庭等の医療費の支給を受けているひとり親家庭を対象に、ファミリー・サポート・センター利用者負担額を軽減します。 | 子育て支援課 |
| こども食堂の支援 | 家庭の事情により十分な食事を摂ることや、家族と食事をすることが難しいこどもに対し、低価格での食事提供と居場所づくりを目的として、社会福祉協議会や地域等が開催しているこども食堂を支援します。 | 福祉課 子育て支援課 |
| 生活保護 | 生活が困窮している家庭に対し、生活保護制度の説明や申請の相談を行います。 | 埼玉県 福祉課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 生活困窮者自立支援（アスポート相談支援センター） | 生活が困窮している方に対し、包括的な相談支援（生活支援、家計支援、就労支援、学習支援等）を実施します。 | 埼玉県福祉課 |
| 子どもの学習支援（アスポート事業、ジュニア・アスポート事業） | 埼玉県が実施するこどもの学習支援事業（生活困窮世帯や生活保護世帯の中学生及び高校生を対象としたアスポート事業及び小学生を対象としたジュニア・アスポート事業）の実施を支援します。 | 埼玉県福祉課 |
| 就学援助費の支給 | 経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。 | 教育推進課 |

4 障がい児施策の充実等

妊娠期や乳幼児期からの各種健診事業や家庭訪問、健康教育や相談事業等を通じて障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、支援が必要な子どもとその家族に対する地域の連携体制を強化し、適切な支援を提供します。

また、保護者の相談体制の充実や仲間づくりを継続的に支援するとともに、障がい児通所支援の提供を実施します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 障がい児デイサービス | 心身の発達の遅れがみられ、医療機関又は保健センターにおいて療育が必要と認められた2歳児から就学の始期に達するまでの児童を対象に、みやしろ保育園内の「のびのびルーム」で療育を行います。 | 子育て支援課 |
| 保育園での医療的ケア児の受け入れ | 町立保育所に看護師を配置し、医療的なケアが必要なお子さんの入所希望があった場合に、受け入れられる体制、環境を整えます。 | 子育て支援課 |
| 乳幼児健康診査 | 各種の乳幼児健康診査を実施し、乳幼児期における発育・発達の確認や子育て支援を行います。 また、疾病や障がいの早期発見により、適切な指導や早期治療・早期療育につなげます。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 母と子の幼児学級 | ことばの発達の遅れ等がある幼児や子どもとの接し方に悩みを持つ保護者に対して、保健師、言語聴覚士、臨床心理士が遊びを通じて指導する幼児学級を実施します。また、個別の相談も実施します。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| ことばの相談 | ことばの発達の遅れや発音、コミュニケーションの苦手な幼児に対して、言語聴覚士による相談を実施します。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 心理相談 | 発達の遅れ、多動、あるいは子どもへの接し方に悩みを持つ保護者を対象に、公認心理師・臨床心理士による個別相談を実施し子育て支援を行います。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 保護者の情報交換会 | 障がいのある児の保護者の悩みや不安等を解消するため、就学についての情報交換や交流が図れる場を提供します。 | 子育て支援課 (保健センター) |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 児童通所支援サービス | 児童通所支援サービス（未就学の障がい児を対象とした児童発達支援、就学している障がい児を対象とした放課後等デイサービス等）の周知、利用の相談及び利用の決定を行います。 | 福祉課 |
| 難聴児補聴器購入費助成事業 | 言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費及び修理費の一部を助成します。 | 福祉課 |
| 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 | 知事が認定した小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。 | 福祉課 |
| 子どもの発達巡回支援事業 | 町内の保育園・幼稚園を発達障がいに関する専門的な知識を有する者が巡回し、保育園職員等への助言を行う事業を行います。 | 福祉課 |
| 保健・医療・療育機関との連携 | 乳幼児や就学期のこどもの健康増進と障がいの発見、早期治療・早期療育のため、保健、医療、療育の関係機関の連携を強化し、定期的な情報交換や協議を行い、総合的な支援体制を確立します。 | 子育て支援課 福祉課 健康介護課 教育推進課 |

5 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題は、本人やその家族が状況を自覚せず、周囲にも気づかれないことも多いことから、表面化しづらくなっています。ヤングケアラーを早期に発見・把握し、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭全体を支援する視点を持ち、本人やその家族への適切な支援につなげます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ヤングケアラーに関する調査の実施 | 表面化しづらいヤングケアラーの早期発見のため、定期的な調査を実施します。 | 子育て支援課 |
| 地域包括支援センターとの連携 | 地域包括支援センターは、町内で生活する高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、介護、福祉、健康、医療など様々な面から支援する総合相談窓口です。高齢者を支援する家族等でヤングケアラーの可能性を知りえた際は、必要な機関へ繋げ情報共有し、支援につなげます。 | 健康介護課 |
| 介護サービス事業所との連携 | 介護サービス事業所が高齢者に対しサービス提供を行う中で、高齢者を支援する家族等でヤングケアラーの可能性を知りえた際は、必要な機関へ繋げ情報共有し、支援につなげます。 | 健康介護課 |

基本目標3 安心して子育てができるまち

1 子育てに関する相談、情報提供の充実

子育て当事者が孤立を感じたり、過度な使命感を抱くことなく、安心してこどもに向き合えるよう、関係機関が連携して育児や健康の悩みなどに対する相談体制の充実に取り組めます。

また、子育てに係る必要な情報が届くよう、若い世代になじみやすいSNSを活用したプッシュ型広報等、情法発信の改善を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 育児相談 | 子育てに関するあらゆる相談に応じ情報提供と指導助言を行うことで、育児不安等の解消を図り、児童の健全育成及び地域で子育てを支える仕組みづくりを推進します。 | 子育て支援課 |
| 乳幼児健全育成相談 | 乳幼児の育成に関する種々の相談を受け、多様な要求に対応できる情報提供と指導助言を行うことで、保護者の育児不安の解消と乳幼児の健全育成を図ります。 | 子育て支援課 |
| 子ども家庭相談 | こども及び家庭に係る問題に関する相談に応じ、多様な要求に対応できる情報提供と指導助言を行うことで、児童の健全育成と家庭の悩みの解消を図ります。 | 子育て支援課 |
| 健康相談 | 体重・身長計測や乳幼児の発達確認、育児の悩みや心配事などに対して健康相談を実施します。定例の相談日以外でも、電話や面接等随時相談に応じます。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 乳幼児健康診査【再掲】 | 各種の乳幼児健康診査を実施し、乳幼児期における発育・発達の確認や子育て支援を行います。 また、疾病や障がいの早期発見により、適切な指導や早期治療・早期療育につなげます。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 栄養相談 | 管理栄養士によるこどもの食事（離乳食の進め方、小食、偏食等）、大人の食事（生活習慣病に関する相談等）についての栄養相談を実施します。 | 子育て支援課 (保健センター) |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 心理相談 【再掲】 | 発達遅れ、多動、あるいはこどもへの接し方に悩みを持つ保護者を対象に、公認心理師・臨床心理士による個別相談を実施し子育て支援を行います。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 母と子の幼児学級 【再掲】 | ことばの発達遅れ等がある幼児やこどもとの接し方に悩みを持つ保護者に対して、保健師、言語聴覚士、臨床心理士が遊びを通じて指導する幼児学級を実施します。また、個別の相談も実施します。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| こども家庭センター事業 【再掲】 | 役場庁舎(子育て支援課内)と保健センターに、それぞれ「こども家庭センター」を設置します。役場庁舎では児童福祉に関する相談・指導等を行い、保健センターでは母子保健に関する相談事業等を行いながら、ひとつの組織として妊娠～出産～子育てを切れ目なくサポートします。 | 子育て支援課 |
| 情報提供(みやしろで育てよっ) | 子育て応援ウェブサイト「みやしろで育てよっ」を運用し、子育てに関する施設や事業等の各種情報について発信します。 | 子育て支援課 |
| 地域子育てサロン事業 | 子育て家庭が孤立しないよう、地域の多様な主体がそれぞれの特長を活かした子育て交流や情報交換ができる子育てサロンの運営を支援します。 | 子育て支援課 |
| 教育相談・いじめ相談 | 幼児、児童、生徒及び保護者の教育上の悩み相談、いじめや進路等の教育相談に応じます。 | 教育推進課 |
| 家庭教育学級 | 町内各小学校で行われる就学時健康診断の日に埼玉県家庭教育アドバイザーを派遣し、「子育て講座」として家庭や保護者の教育力の向上を支援するための講演を実施します。 | 教育推進課 |

2 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、子育て当事者の女性と男性がともに子どもと過ごす時間をつくり、協力しながら子育てできるよう、男女共同参画に関する周知啓発や必要な支援を行い、共働き・共育てを推進します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 | 子育て支援課 |
| 延長保育事業 | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育所等で保育を実施する事業です。 | 子育て支援課 |
| 病児保育事業 | 子どもが病気にかかっている又はその回復期にあつて、保護者が勤務等の都合により、家庭等で保育を行うことが困難な場合に看護師等が一時的に子どもを預かります。 | 子育て支援課 |
| 一時預かり事業 | 家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間を主として幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。 | 子育て支援課 |
| 男女共同参画セミナー | 男女共同参画社会の実現のため、男女が最大限に能力を発揮できるようセミナーを開催します。 | 総務課 |
| 男女共同参画情報誌の発行 | 男女がともに仕事と家庭、子育て、地域活動等を両立できるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女共同参画の意識づくりや固定的性別役割分担意識の解消を図るため、情報誌を発行します。 | 総務課 |
| 育児休業取得促進の普及啓発 | 町内の事業所等に対して、育児休業の取得促進に関する情報提供を行います。 | 産業観光課 |
| 情報提供（宮代で働こう） | ワーク・ライフ・バランスの実現のために有効な町内求人情報を発信します。 | 産業観光課 |

基本目標4 ライフステージを通じた支援の充実

1 こどもの誕生前から幼児期までの支援

地域で安心して出産・子育てができるよう、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを切れ目なく支援します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 産前産後家事・育児サービス利用支援 | 産前産後における家事・育児への負担及び経済的負担を軽減させるため、妊娠中又は出産後1年未満の方が利用した家事・育児に関するサービス利用料の一部を補助します。 | 子育て支援課 |
| 妊婦のための支援給付 | 妊婦であることの認定及び妊娠しているこどもの人数に対して給付金を支給し、妊娠期から切れ目なく妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を行います。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 妊婦等包括相談支援事業 | 妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、情報提供や相談に応じ、必要な支援につなげます。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 出産・子育て応援給付金事業 | 保健師等の面談など継続的な「相談支援」と出産・育児用品購入等の経済的負担を軽減するための「経済的支援」併せて行います。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 妊婦健康診査 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 産婦健康診査 | 概ね出産後1か月の産婦健康診査について、助成券を交付します。 産婦健康診査では、「基本的な産婦健康診査」(問診及び一般診察、体重・血圧測定、尿検査)、「こころの健康チェック」(質問票を用いて客観的なアセスメントを行う)問診、診察等を合わせて実施し、総合的な評価による必要な保健指導及び必要に応じた町への情報共有を行います。 | 子育て支援課 (保健センター) |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び適切な助言を行います。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 産後ケア事業(訪問型・宿泊型・デイサービス型) | 産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、訪問型・宿泊型・デイサービス型ケア事業を実施します。それぞれの家庭や母の状況に合った型を検討して利用します。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| ママ・パパ教室 | 妊娠・出産・子育てに必要な知識を身につけるとともに妊婦の仲間もでき、安心して出産を迎えられるよう、初産婦と夫を対象に妊娠中の食生活や沐浴実習、産後のメンタルヘルス、先輩母との交流等を行います。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 2歳の親子教室 | 2歳児の子育て支援と若い世代の歯の健康づくりを目的として、親と子にブラッシング指導、栄養指導、児の身長体重測定、個別相談等を行います。 | 子育て支援課 (保健センター) |
| 母と子の幼児学級【再掲】 | ことばの発達の遅れ等があるこどもとの接し方に悩みを持つ保護者に対して、保健師、言語聴覚士、臨床心理士が遊びを通じて指導する幼児学級を実施します。また、個別の相談も実施します。 | 子育て支援課 (保健センター) |

2 学童期・思春期への支援

学童期・思春期は心身共に大きく成長する大切な時期であり、多様な人々との出会いや様々な経験を重ねながら、自己肯定感や社会性などを育み、社会との関わりの中で、自己の価値・役割を考え、アイデンティティを形成していきます。

本計画の「基本目標1 全ての子ども・若者が互いに尊重し、主体となれるまち」の各施策及び本施策を子ども・若者育成支援推進法に規定する「市町村子ども・若者計画」の中心に位置づけ、子ども・若者育成支援の推進を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 教育支援センター運営事業 【再掲】 | 様々な事情で学校に通えていない又は通いにくい児童生徒及びその保護者等に対し、教育相談、生活指導、学習指導等を包括的に実施します。 | 教育推進課 |
| スクールソーシャルワーカーの配置 | 児童生徒の心のケア、教職員、保護者等への助言・援助、福祉関係機関、団体等との連携調整を行うスクールソーシャルワーカーを配置します。 | 教育推進課 |
| さわやか相談員の配置 | 不登校やいじめ、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応のため、小中学校に相談員を配置します。 | 教育推進課 |
| 教育相談・いじめ相談 【再掲】 | 幼児、児童、生徒及び保護者の教育上の悩み相談、いじめや進路等の教育相談に応じます。 | 教育推進課 |
| 青少年健全育成駅頭キャンペーン | 県で定められている青少年の非行・被害防止特別強調月間に合わせ、駅を利用する高校生等に対して東武動物公園駅構内にて啓発チラシ及び啓発品を配布します。 | 教育推進課 |
| 青少年非行防止パトロール | 青少年の非行防止を目的として、夏と冬に1回ずつパトロールを実施します。 | 教育推進課 |
| 有害図書等取扱店舗巡視 | 子どもや若者が利用しやすい施設であるコンビニエンスストアにおける有害図書等の陳列が、埼玉県青少年健全育成条例に定められたとおりに管理されているかを確認します。 | 教育推進課 |

3 青年期への支援

若者が安心して家庭を築ける環境を整えることは、少子化対策や地域の活力増強にもつながります。人生における様々なライフイベントが重なる青年期において、結婚への希望を支援するため、広域での展開や官民連携による出会いの機会・場の創出に取り組みます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| SAITAMA 出会いサポートセンター | 埼玉県在住で結婚を希望する独身男女に、出会いの機会を提供するセンター「SAITAMA 出会いサポートセンター(恋たま)」の情報提供を行います。 また、宮代町の魅力を活用し、体験してもらえようような新しい村による婚活イベントの開催を支援します。 | 産業観光課 |
| 3市3町における広域連携による結婚支援に関する協定 | 協定自治体（久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町、茨城県五霞町）が広域的に連携し、結婚支援事業を実施することにより、地域における少子化対策の一助とすることを目的として、結婚支援事業の企画及び運営、情報交換、周知等を行います。 | 企画財政課 |

第5章

量の見込みと確保方策

【第3期子ども・子育て支援事業計画】

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。なお、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう教育・保育提供区域を1区域（町内全域）とします。

2 教育・保育施設の充実

教育・保育とは、未就学児童を対象に提供される施設・事業で、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育事業など）が該当します。

これらの施設・事業を通じて、質の高い幼児期の学校教育・保育を提供していきます。

また、子ども子育て支援給付については、こどもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供します。

■認定区分と提供施設

| 認定区分 | | 提供施設 |
|------|--------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前児童 | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童（2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する。） | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 | 保育所 認定こども園 地域型保育 |

1 幼稚園等（1号及び2号認定、3～5歳児）

■事業の対象：【1号認定】幼稚園等を希望する家庭

【2号認定】保護者の就労等により保育認定を受けた幼稚園等希望の家庭

①量の見込みと確保の内容

（単位：人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 372 | 350 | 322 | 300 | 282 |
| 1号認定 | 231 | 217 | 200 | 186 | 175 |
| 2号認定 | 141 | 133 | 122 | 114 | 107 |
| ②確保の内容 | 755 | 755 | 755 | 755 | 755 |
| 1号認定 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 2号認定 | 455 | 455 | 455 | 455 | 455 |
| ②-①（▲は不足） | 383 | 405 | 433 | 455 | 473 |

②確保方策

1号認定及び2号認定の幼稚園希望については、町内幼稚園の定員が必要な事業量を上回る見込みです。定員数を維持し、引き続き、受入れ体制を確保します。

【参考】第2期計画期間の実績

（単位：人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1号認定 | 378 | 346 | 359 | 284 | 263 |
| 2号認定 | 124 | 111 | 128 | 105 | 128 |
| 合計 | 502 | 457 | 487 | 389 | 391 |

2 保育所等（2号認定、3～5歳児）

■事業の対象：【2号認定】保護者の就労等により保育認定を受けた家庭

①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 278 | 261 | 241 | 224 | 211 |
| ②確保の内容 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| ②-① (▲は不足) | ▲ 10 | 7 | 27 | 44 | 57 |

②確保方策

令和7年度においては、必要な事業量が定員を上回る見込みですが、各施設との調整によって、保育所定員の弾力化（認可定数を超えた受入）を実施し、受け入れ態勢を確保します。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2号認定 | 287 | 307 | 284 | 272 | 273 |

3 保育所等（3号認定、0～2歳児）

■事業の対象：【3号認定】保護者の就労等により保育認定を受けた家庭

①量の見込みと確保の内容

◆0歳

（単位：人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 26 | 26 | 26 | 26 | 25 |
| ②確保の内容 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 保育所等 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 地域型保育 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ②-①（▲は不足） | 14 | 14 | 14 | 14 | 15 |

◆1歳

（単位：人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 86 | 80 | 79 | 76 | 74 |
| ②確保の内容 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 |
| 保育所等 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 地域型保育 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| ②-①（▲は不足） | 19 | 25 | 26 | 29 | 31 |

◆2歳

（単位：人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 110 | 103 | 96 | 95 | 91 |
| ②確保の内容 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 |
| 保育所等 | 102 | 102 | 102 | 102 | 80 |
| 地域型保育 | 24 | 24 | 24 | 24 | 25 |
| ②-①（▲は不足） | 16 | 23 | 30 | 31 | 35 |

②確保方策

0歳において、本事業の対象児童数は減少しますが、保育需要の高まりにより、必要な事業量は横ばいであると見込みます。定員数の維持により受入態勢を確保します。

【参考】第2期計画期間の実績

（単位：人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 215 | 207 | 226 | 232 | 233 |
| 0歳 | 33 | 28 | 29 | 26 | 27 |
| 1歳 | 75 | 93 | 85 | 96 | 91 |
| 2歳 | 107 | 86 | 112 | 110 | 115 |

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

1 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

①量の見込みと確保の内容

(単位：か所)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 特定型 | — | — | — | — | — |
| こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保の内容 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 特定型 | — | — | — | — | — |
| こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

②確保方策

子育てひろばにおいて、基本型事業を実施し、子育て当事者の目線に立った寄り添う支援と地域の子育て資源の育成等を行います。

こども家庭センターにおける母子保健機能と児童福祉機能の連携強化により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的な支援を行います。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：か所)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基本型・特定型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。(事業の対象：0～2歳児)

①量の見込みと確保の内容

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 人回 | 4,931 | 4,634 | 4,393 | 4,227 | 4,032 |
| 確保の内容 | か所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

②確保方策

町内3か所の子育て支援センター(役場庁舎内1か所、町立・私立保育所内各1か所)が、地域子育て相談機関として各施設の特色ある事業を実施し、子育ての不安の緩和や健やかな育ちを支援します。

【参考】第2期計画期間の実績

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用数 | 人回 | 2,903 | 4,846 | 7,173 | 5,515 | — |
| 施設数 | か所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

3 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 163 | 159 | 151 | 145 | 138 |
| 確保の内容 | 163 | 159 | 151 | 145 | 138 |

②確保方策

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の定期的な受診を勧め、関係機関と連携し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 健診数 | 209 | 198 | 180 | 175 | — |

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

①量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 163 | 159 | 151 | 145 | 138 |
| 確保の内容 | 163 | 159 | 151 | 145 | 138 |

②確保方策

引き続き、対象となる全ての家庭を訪問し、育児の孤立化防止と育児不安の早期発見及び解決を図るため、保健指導を実施します。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：人日)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問数 | 195 | 217 | 190 | 173 | — |

5 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)

〔養育支援訪問事業〕

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

〔子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業〕

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 養育支援訪問 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 要保護児童 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 確保の内容 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 養育支援訪問 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 要保護児童 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

②確保方策

養育支援訪問事業では、要保護児童対策地域協議会やケース会議により、各ケースに適した支援を検討するとともに、必要な事業量を確保します。また、要保護児童対策地域協議会については、代表者会議における研修等を実施し、機能強化を図ります。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：世帯)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援訪問数 | 2 | 3 | 3 | 8 | — |

6 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

①量の見込みと確保の内容

（単位：人日）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 確保の内容 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

②確保方策

受け入れ先との連携により、支援が必要な事業量の確保に努めます。なお、トワイライトステイについては、単独事業としての実施を予定していないため、緊急サポート等によって支援し、必要に応じて実施を検討します。

【参考】第2期計画期間の実績

（単位：人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用数 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

①量の見込みと確保の内容

（単位：人日）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 722 | 716 | 702 | 674 | 635 |
| 確保の内容 | 1,280 | 1,280 | 1,280 | 1,280 | 1,280 |

②確保方策

会員数の拡大を図り、利用しやすい支援体制の確保に努めます。

【参考】第2期計画期間の実績

（単位：人日）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用数 | 417 | 585 | 435 | 742 | — |

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

(1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

■事業の対象：3～5歳児

①量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 16,637 | 15,609 | 14,386 | 13,383 | 12,600 |
| 1号認定 | 4,780 | 4,484 | 4,133 | 3,845 | 3,620 |
| 2号認定 | 11,857 | 11,125 | 10,253 | 9,538 | 8,980 |
| 確保の内容 | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 16,000 |

②確保方策

令和7年度においては、必要な事業量が定員を上回る見込みですが、各施設との情報共有や調整によって、受け入れ態勢を確保します。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：人日)

| | 令和2年 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1号認定 | 3,734 | 3,456 | 3,128 | 5,440 | — |
| 2号認定 | 10,440 | 11,096 | 11,089 | 10,732 | — |

(2) 保育所等で実施する一時預かり事業

■事業の対象：0～5歳児

①量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1,271 | 1,189 | 1,115 | 1,057 | 995 |
| 確保の内容 | 5,520 | 5,520 | 5,520 | 5,520 | 5,520 |
| 一時預かり事業 | 5,280 | 5,280 | 5,280 | 5,280 | 5,280 |
| ファミサポ（病児対応除く） | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |
| 子育て短期支援（トワイライト） | — | — | — | — | — |

②確保方策

引き続き、定員数の維持により受入態勢を確保します。なお、トワイライトステイについては、単独事業としての実施を予定していないため、緊急サポート等によって支援し、必要に応じて実施を検討します。

【参考】第2期計画期間の実績

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所 | 人日 | 2,394 | 1,702 | 1,578 | 1,437 | — |
| ファミサポ | 回 | 29 | 44 | 82 | 34 | — |
| 支援拠点 | 人日 | | | | | |
| 合計 | | 2,423 | 1,746 | 1,660 | 1,471 | — |

9 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。（事業の対象：0～5歳児）

①量の見込みと確保の内容

（単位：人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 44 | 41 | 39 | 37 | 35 |
| 確保の内容 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

②確保方策

本事業の対象児童数は減少しますが、生活様式の多様化に伴うニーズの高まりにより、必要な事業量は、ほぼ横ばいに推移すると見込みます。定員数の維持により受入態勢を確保します。

【参考】第2期計画期間の実績

（単位：人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用数 | 46 | 56 | 51 | 44 | — |

10 病児・病後児保育事業

病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。(事業の対象：0～5歳児)

①量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 28 | 26 | 24 | 23 | 22 |
| 確保の内容 | 3,360 | 3,360 | 3,360 | 3,360 | 3,360 |
| 病児保育事業 | 3,120 | 3,120 | 3,120 | 3,120 | 3,120 |
| 病児対応型 | 2,160 | 2,160 | 2,160 | 2,160 | 2,160 |
| 病後児対応型 | — | — | — | — | — |
| 体調不良型 | 960 | 960 | 960 | 960 | 960 |
| 訪問型 | — | — | — | — | — |
| ファミサポ | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |

②確保方策

子育て世帯の働き方を含めた生活様式の多様化に伴うニーズ増加に対応するため、令和7年度から、近隣自治体との広域連携による病児保育事業を実施し、病児対応型に必要な体制を確保します。一方、引き続き、保育所及びファミリー・サポート・センターでの定員増加を図り、病後児にも対応できる事業量を確保します。

なお、訪問型については、単独事業としての実施を予定していないため、緊急サポート等によって支援し、必要に応じて実施を検討します。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用数 | 7 | 33 | 34 | 28 | — |

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 508 | 530 | 551 | 556 | 555 |
| 1年生 | 123 | 142 | 146 | 138 | 136 |
| 2年生 | 127 | 117 | 136 | 139 | 131 |
| 3年生 | 115 | 113 | 105 | 121 | 124 |
| 4年生 | 81 | 83 | 83 | 76 | 87 |
| 5年生 | 40 | 50 | 51 | 51 | 46 |
| 6年生 | 22 | 25 | 30 | 31 | 31 |
| 確保の内容 | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 |

※各年度4月1日現在

②確保方策

共働き家庭の増加等に伴うニーズの高まりにより、計画期間中における必要な事業量はゆるやかに増加し、令和10年度にピークを迎える見込みです。定員数を維持し、引き続き、受入れ体制を確保します。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1年生 | 106 | 99 | 133 | 127 | 133 |
| 2年生 | 110 | 93 | 100 | 140 | 128 |
| 3年生 | 97 | 102 | 90 | 92 | 111 |
| 4年生 | 64 | 61 | 75 | 66 | 66 |
| 5年生 | 23 | 35 | 38 | 50 | 36 |
| 6年生 | 13 | 16 | 24 | 15 | 37 |
| 合計 | 413 | 406 | 460 | 490 | 511 |

※各年度4月1日現在

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費に係る副食費を助成する事業です。

①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 102 | 96 | 90 | 85 | 81 |
| 確保の内容 | 102 | 96 | 90 | 85 | 81 |

②確保方策

対象となる全ての家庭に通知することにより、適正な支援を実施します。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 助成数 | 101 | 96 | 128 | 83 | — |

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

○確保の内容

計画期間中、単独事業としての事業開始は予定していないため、量の見込みは未算出となっています。

当面は、特定教育・保育施設への民間事業者の新規参入希望等に関する情報を随時収集し、情報提供・相談等の支援を行います。あわせて国や他自治体の動向等を注視しながら、必要に応じて実施を検討します。

14 子育て世帯訪問支援事業

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

①量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| 確保の内容 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |

②確保方策

関係機関との連携により対象家庭の早期発見に努め、相談を経て適切な支援を提供するために必要な事業量を確保します。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：人日)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用数 | | | | 45 | — |

※令和5年9月開始事業

15 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

○確保の内容

計画期間中、単独事業としての事業開始は予定していないため、量の見込みは未算出となっています。

当面は、こどもの居場所づくりをはじめとする既存事業を効果的に組み合わせ、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。あわせて国や他自治体の動向等を注視しながら、必要に応じて実施を検討します。

16 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

○確保方策

計画期間中、単独事業としての事業開始は予定していないため、量の見込みは未算出となっています。

当面は、母子保健事業における各教室や地域子育て支援拠点事業における交流事業等の既存事業を効果的に活用し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

あわせて国や他自治体の動向等を注視しながら、必要に応じて実施を検討します。

17 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対する面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 489 | 477 | 453 | 435 | 414 |
| 確保の内容 | 489 | 477 | 453 | 435 | 414 |
| こども家庭センター | 489 | 477 | 453 | 435 | 414 |
| 上記以外の委託事業 | — | — | — | — | — |

②確保方策

母子手帳交付時等から必要な支援につなぐため、3回の面談等を実施する体制を確保します。妊婦のための支援給付と組み合わせ、効果の向上を図ります。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：世帯)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用数 | 195 | 217 | 190 | 173 | — |

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等の利用を提供する事業です。

①量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 0歳児 | | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 1歳児 | | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 2歳児 | | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 確保の内容 | | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 0歳児 | | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 1歳児 | | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 2歳児 | | 7 | 7 | 7 | 7 |

②確保方策

本町では、令和8年度から公立保育所において事業実施を開始します。通常保育との連携により、必要な事業量を確保します。

19 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

①量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 46 | 45 | 43 | 41 | 39 |
| 確保の内容 | 46 | 45 | 43 | 41 | 39 |

②確保方策

支援を必要とする全ての対象者が利用できる提供体制を確保するとともに、アウトリーチ型における技能の向上を図ります。

【参考】第2期計画期間の実績

(単位：人日)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用数 | 10 | 25 | 8 | 33 | — |

第6章

計画の推進体制と進行管理等

1 計画の推進体制

(1) 庁内による計画の推進

庁内の関連課署による計画の着実な推進を図るため、組織体制にとらわれることなく連携し、必要に応じて横断的に施策を展開します。なお、計画の内容に係る事項については、全庁で共有し協議します。

(2) 宮代町児童福祉審議会による計画の推進

児童福祉に関し識見を有する者等によって構成される「宮代町児童福祉審議会」を開催し、町民の意見や専門家の意見を積極的に取り入れながら、町全体で計画を推進します。

2 計画の点検・評価などの進行管理

計画に基づく施策の進行を適切に管理するため、各事業における毎年度の進捗状況を庁内で確認し、その効果が継続的に高められるように努めます。

また、社会情勢や町民のニーズを踏まえながら計画を着実に推進するため、宮代町児童福祉審議会による進行管理を行い、その結果をホームページ等で公表します。

3 子ども・若者計画の立場から

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定される「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。本計画の基本理念から施策の展開までの各所にその要素は含まれていますが、特に以下の点に留意しながら施策を推進していきます。

1 こども・若者の居場所

こども・若者が、学校や家庭以外に安心して過ごすことのできる場所を見つけ、普段は経験することのできない体験をしたり、様々な人との関わり合いを通じて豊かな社会性や人間性を育むことは、こども・若者の健全な育成において重要なことです。

地域全体でこども・若者の見守りを強化していくとともに、こども・若者、またその家族が気軽に利用できる居場所づくりを推進します。

2 困難を抱えるこども・若者に対する相談体制の整備

現代のこども・若者の困難は、様々な複合的要素を含んでおり、相談においても複雑化・長期化している傾向があります。こども・若者の困難を早期に発見するためにも、総合的な支援体制の構築が重要です。

現代のこども・若者のニーズをつかみ、相談する機会を求める人の様々なライフスタイルに対応できる相談体制について検討を重ねる必要があると考えます。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の立場から

本計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定される「市町村計画」を包含するものです。本計画の基本理念から施策の展開までの各所にその要素は含まれていますが、特に以下の点に留意しながら施策を推進していきます。

1 子育て中の貧困家庭に対する相談体制の整備

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある家庭への支援として、生活困窮者自立支援（アスポート相談支援センターの運営支援）を行っています。経済的な困窮をはじめとして、就労、住居、健康、家計、食糧支援など、生活全般について包括的な相談及び支援を進めます。

2 貧困状況にあるこども・若者への学習支援

ひとり親家庭や経済状況により生活に困窮する家庭のこどもたちが学びの機会を確保できるよう、子どもの学習支援（中高生を対象としたアスポート事業及び小学生を対象としたジュニア・アスポート事業の運営支援）を行います。

5 少子化社会対策大綱との関連

本計画は、少子化社会対策基本法第4条に規定される地方公共団体の責務として策定・実施する「少子化に対処するための施策」と一体的に策定するものです。同法が規定する「施策の基本理念」に則り、長期的な展望に立ち、こどもの安全な生活が確保され、ひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しながら、地域の状況に応じた施策を推進します。

6 子育てに関連する施設の管理

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善等、子育てに関連する施設の管理については、所有する公共施設等の全体を把握した上で、更新・統合・長寿命化などの計画的な整備による財政負担の軽減・平準化及びその最適な配置の実現について、修繕等とも十分に比較・検討し、必要に応じて実施します。

(1) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

「公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修」及び「こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築」に取り組みます。

具体的には、授乳室、子育て相談室、児童コーナー、あそびの場、子育て親子の交流の場、体験コーナー、こどものための遊具の設置等を行います。

(2) 子育て関連施設の環境改善

子育て関連施設（保育所、幼稚園、学童保育所等）について、空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場の設置、バリアフリー化、トイレの洋式化等の環境改善に取り組みます。

資料編

